

日本語版

# 国際連盟アーカイブへのガイド

Guide to the Archives of the League of Nations

1916-1946



DJI

2013. 3. 31 更新

国際資料研究所



Guide to the Archives of the League of Nations

国際連盟アーカイブへのガイド

1916-1946

United Nations

Last Update: 2013.3.28

# 目次

日本語版への序文	i
復刻版への序文	ii
序文	iii
<b>I. はじめに</b>	<b>1</b>
1. 国際連盟アーカイブの一般的特徴	1
2. 事務局アーカイブグループの構成	3
3. 他のアーカイブグループの形成	9
4. 国連体制下の国際連盟アーカイブ	10
<b>II. 概要</b>	<b>12</b>
1. 事務局アーカイブグループ	12
2. ナンセン混合アーカイブグループ	19
3. 外局出所のアーカイブグループ	20
4. コレクション	23
5. 私文書	24
6. 参照番号システム	25
<b>III. アーカイブズの利用</b>	<b>26</b>
1. 閲覧規則	26
2. 検索手段	27
3. 引用と検索項目	32
<b>付録</b>	<b>34</b>
付録 I. レジストリ（文書登録課）と事務局各部署間の用語索引	35
付録 II. 国際連盟の刊行物と“documents（文書）”のコレクション	38
付録 III. 探索における三つの事例	46
付録 IV. 用語解説	55
付録 V. 本館保存にかかる関連資料：国際連盟の研究に役立つアーカイブグループ及びコレクション	58

## 日本語版への序文

本書は、2012年度の中央大学大学院社会情報学コースの授業大学院「社会情報学特講 X」で取り上げた、国際連盟アーカイブの利用者向けガイド英文テキストを日本語に直すという作業の成果として作成したものである。授業は2012年4月にスタートし、7月末まで続いた。この期間中に英文テキストを日本語に直す作業はほぼ終了した。その後夏休みが終わった頃から、改めて受講者と講師で構成する研究会を立ち上げ、授業の中で作成した日本語訳の見直しに着手した。この作業を開始した直後は、国際連盟アーカイブの存在についての知識を得るところから始めたメンバーは、次第に翻訳に伴う日本語の問題だけでなく、国際連盟アーカイブの存在について、さらに国際連盟アーカイブという資料群の存在を認識し、更にはその資料群の利用に当たって提供される様々な検索手段についてこのガイドから読み出すところとなった。授業の受講者は、李東真（博士課程1年）、中村友美（修士課程2年）、上田雄太（科目等履修生）、横井まなみ（学部4年）、元ナミ（学習院大学大学院）の5名であった。

2012年度前期の授業終了後、国際連盟アーカイブ研究会を立ちあげ、8月、9月、10月、12月、2013年1月、2月に各1回、2013年3月には2回、開催した。本書の原稿の整備と編集に当たった。とりわけ、原稿の整除、電子ファイルの編集整理に関しては、メンバーの李東真氏によるところが大きい。記してその熱意と努力に感謝と敬意を表する。

中央大学多摩キャンパスにて

2013年3月22日 小川千代子（国際資料研究所、中央大学大学院兼任講師）

### 【付記】

本書の翻訳作成に関しては、2012年8月30日、9月4日の2回、ジュネーブの国連ジュネーブ事務所図書館＋アーカイブを見学に訪れた際、アーキビストのJacques Oberson（LON Archives, Registry, Records and Archives Unit, United Nations Library Geneva）に口頭で報告し、その後メールでも報告した。2013年3月現在、特段の手続き等についての連絡はない。

## 復刻版への序文

国際連盟アーカイブと国際連合図書館歴史資料課では、1978年版『国際連盟アーカイブガイド（1919－1946）』の復刻を決めた。この決定の理由は、連盟の働きへの関心の高まりと、世界各地から多くの利用者が到来し、アーカイブの情報を探索するようになったことがあげられる。

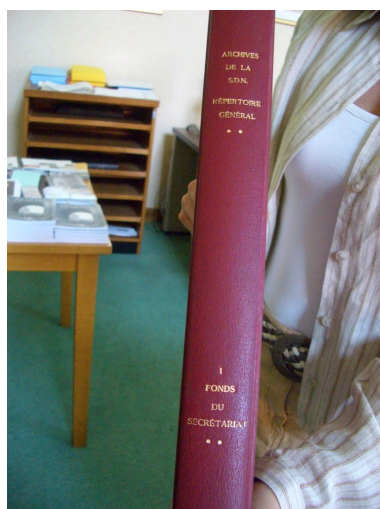
本ガイドは、国際連盟事務局の詳細な情報を提供するのみならず、これに関連してアーカイブの構造についても見ることができる。この情報により、利用者はアーカイブ資料の複雑な形成過程をよりよく理解し、調査（調べもの）がしやすくなるだろう。本ガイドには非常に細かい情報があるように思われるかもしれないが、実は本格的な調査の出発点にすぎない。*Répertoire général* との組み合わせで用いられたく、また連盟事務局が事務作業の必要上作成したカード索引も参照されたい。

本ガイドには英語版とフランス語版がある。

前版との変更点は、最小限の訂正、不可避と思われる情報の更新、並びに情報が陳腐化した部分の削除などにとどめた。

本ガイドが国際連盟アーカイブの利用者諸兄諸姉に有用とされ、1919～1946年の期間の活動すべてを照らしだし、今日の国際関係と国際機関の複雑な構造の理解の一助となることを願ってやまない。

図書館館長  
ピエール・ペル



*Répertoire général* の写真

## 序文

本ガイドには、改訂及び様式を整除の上、1969年10月の予備版に現れた情報—これは1919～1927年並びに1928～1932年を扱ったブックレットにとってかわられた情報が含まれている。ブックレットも、予備版も、その著者はM.Yves Peritinであり、この人は1966-1969の間、国際連盟アーカイブの責任者であった。このガイドは1919-1946の総合報告書の総合序文としての性格を帯びている。

大きな変化は、ナンセン混合グループといわゆる個人文書の解説に顕著にみられる。多くは1969年以降の受け入れによるものである。付録II（国際連盟の印刷物並びにいわゆる資料のコレクション）は、ある程度は書き換えられている。付録第5、第6は新規書き下ろし。【注記：第6は見えない。第4と第5の間違いではないだろうか】

このアーカイブ資料の利用を希望する者は、アーカイブ資料の利用請求にとりかかる前に、このあとを丁寧に読みたい。たとえば文書登録課及び索引などの部分には、かなり詳細かつ専門的な記述が目立つと思われるかもしれないが、アーカイブ資料の構造、相互の関連などがわかると、資料の正確な理解に非常に役に立つものである。ほんの2～3時間、やや退屈でもこの冊子をみておけば、アーカイブ資料を利用した調査研究はきつと実り豊かなものとなる。

# 1. はじめに

## 1. 国際連盟アーカイブの一般的特徴

国際連盟（The League of Nations）の正式な存続期間は、ベルサイユ条約が発効された日の1920年1月10日から1946年4月18日の解散日までである。しかし、国際連盟アーカイブの中で最も日付が古いものは1919年春まで遡り、その一方で最も新しいものでは日付が1946年以降となっている。こうした明らかな矛盾は、正式な発足の前に国際連盟を組織する必要があったこと、同様に、法的な消滅後も残務処理を行う必要があったことがその理由である。

存続期間中を通じて、国際連盟はアーカイブを生み出し保管し続けた。若干の例外的な分野は別として、資料を注意深く保存しようとする意図があつて行われたことではなく、単に連盟の組織としての活動（機能）の自然な成り行きとして、そのような結果に結びつくと見るべきであろう。理事会、総会、それに連なる各種委員会矢様々な会議等の裏方として、決定や勧告の準備や採択に関して、事務局は、こうした公式例規類の施行も所管しており、ファイルを作り、登録簿を管理した。同時に、連盟やその監督下に設置された、世界各地に散在する諸機関においても、あらゆる種類の資料が日々起案され、保管された。こうして各地で同時多発的に資料が蓄積されていった結果、アーカイブ資料は大きく2つに分類する必要が生じた。一つは（1）事務局アーカイブグループ、（これはほかの資料群全部よりも分量が多い）もう一つは上記以外のもので（2）外局出所のアーカイブグループである。

ジュネーブアーカイブグループとも呼ばれる国際連盟事務局アーカイブグループは、端的に言うと、国際連盟本部において作成・受領されたすべてのファイルから構成されている。しかし、そのグループ内の資料をさらに区別する必要がある。事務局の様々な部門の往復書簡およびファイルは、資料の登録、ファイルへの配置、索引付けなど資料の大部分を処理する中央文書登録課によって構築、管理されていた。しかし実務上の理由から、国際連盟事務局における特定の部門は、文書登録課のシステムから独立したファイルシステムを構築していた。理由としては、独立した機能権限を与えられている、もしくは公式規則に則って構築されるファイルとは大きく異なる内部利用のみを想定した並列ファイルを維持管理している、のいずれかである。したがって、多様な資料から構成された事務局アーカイブグループは以下のものを含んでいることがわかる。

1. 文書登録課によって構築されたファイル
2. 文書登録課と関連のない部署のファイル
3. 文書登録課のものと並行して、他の部門で管理されたファイル

言い換えると、事務局アーカイブグループは文書登録課ファイル、部門ファイルから構成されており、さらに部門ファイルは文書登録課ファイルに対応していない場合がある。



外局出所のアーカイブグループに関して、各々の資料は、作成した機関およびその地理的位置によってそれぞれ特性を有している。(外局出所のアーカイブグループの例として、ザール川流域統治委員会のアーカイブ、シレジア仲裁裁判所のアーカイブ、国際連盟ベルリン事務所のアーカイブなどがある。)

この2つのグループの主要カテゴリ(両方のカテゴリに属する”ナンセン”、”難民混合アーカイブグループ”のような複合的性質を持つアーカイブグループ)の他に国際連盟のアーカイブには必ず特定の「コレクション」が含まれていることを理解してほしい。言うならば、通常の行政業務の中で作成された文書のほかに、さまざまなアーカイブグループの資料が集約されているということである。この類の主要なアーカイブグループは、国際連盟(印刷または謄写機で複写された)文書”document”の集合体(コレクション)として知られている。主要なアーカイブグループは、当時広汎にもしくは限定的に配布された文書、国際連盟総会に関する情報、広報用に発行された文書など、多くの文書シリーズから構成されている。厳密に言えば上記のアーカイブズは必要不可欠な部分ではあるが、(今日図書館資料として扱われている)このコレクション\*1については、本ガイドの対象外であり、その中の記録(レコード)についても言及しない。

国際連盟アーカイブには、「私文書」と呼ばれる数多くの小規模アーカイブグループがある。私文書は、業務遂行機能に関わる、もしくはその権限を与えられた高級官僚によって用意・利用された文書と純粋な個人資料または事務局外において個人間で手渡された文書から構成されている。いずれの場合も、特別な経路で受領、または復帰した文書なため、これらは分離しておくべきだろう。私的文書と国際連盟事務局アーカイブの部門ファイルには、ある種の共通点が存在する。

国際連盟アーカイブは想像よりも遥かに複雑で波乱万丈な歴史を持っており、その歴史が資料を不完全な状態にさせた理由である。本書の別の章で、また『III. アーカイブズの利用. *Répertoire général*』でこのテーマについて詳しく扱うが、以下に一般的な概要のほんの一部を記しおこう。

国際連盟アーカイブグループは、施設の移転に伴い何度か(合計2回)移管されている。1920年にロンドンからジュネーブに移管、1936年にはパレデナシオンに移管された。

さらに、国際連盟アーカイブグループの一部は、第2次世界大戦及び国際連合(United Nations)設立に伴い移管されたが、その大半は暫定的なものであった。実際に1940年のナンテュアへの移管、そしてその後のビシーへの移管は数ヶ月程度であった。ちなみに戦中、戦後に米国へと移管された資料の大部分は、今日まで復元作業が続けられている。1954年、国際連盟保健省\*2の文書登録課ファイルは、世界保健機関(WHO)に譲渡され、その後国際連合(UN)に返還された。

最後に、国際連盟事務局(事務局の建物や視聴覚文書の残片)で編成された特定の記録は、ニューヨークの国連本部及び国連ジュネーブ事務局の部署に保管されたが、一部のアーカイブグループは各々異なる時期に消失している。これは、事務の効率化(戦前・戦後の両方)や有益な文書に値しないと判断されたためである。その他にも戦争によって消失したものもある。(特定ファイルや1940年のドラモンド文書)

\*1 「この」ではなく「これらのコレクション」と呼ぶ場合もある。このことについては、「付録II 国際連盟の刊行物と“documents(文書)”のコレクション」を参照。多くの文書資料は、国際連盟の議会的な側面を顕著に表している。

\*2 これに対応するファイルは処分された。

但し、これらの消失した資料は、アーカイブグループのごく一部である。文書登録課の高度な集約化と、職員の徹底した規律によって、約 90 %の国際連盟アーカイブグループは特別な混乱もなく元の状態を保持している。しかし、深刻な問題がないわけではない。例えば、後期の部門ファイル、初代および 2 代目事務総長の関連文書が消失していることや、アヴェノル文書の詳しい所在がわからなくなっているなどの問題である。付け加えておくと、この類の資料は所在がわからなくなっている原本から作られた複製版の場合もあり、しばしば利用者を失望させることもある。<sup>\*3</sup>

外局出所のアーカイブグループに関する位置づけは満足なものではない。以下の記述はジュネーブに保全されている資料グループを示すものである。ここでは、以下のことを念頭に置いてほしい。

(1) ミッションレコードのような特定のアーカイブグループは、規模が小さいことから、事務局アーカイブグループ、文書登録課ファイル、部門ファイル（例えばモスル委員会の文書）、外局出所のアーカイブグループなどに組み込まれた。

(2) 外局出所のアーカイブグループの多くは、ジュネーブに送付される前に、資料が網羅する領域を考慮し各政府の独自の判断の下で分割し保管した。

外局出所のアーカイブグループは、さまざまな理由で、移管もしくは独立機関や国が管理する保管庫に割り当てられた。そのため、資料はジュネーブ以外のどこかに保管されている。例えば、パリを本拠地とする UNESCO、フランス国家アーカイブを事例として挙げると、前者が国際知的協力機関のアーカイブグループを所有し、後者が IRO の文書のうち、1939 年ロンドンに設立された難民高等弁務官事務所のファイルの一部を所有している。

最後に、外局出所のアーカイブグループの多くは消失したか、組織的に抹消されたことを指摘しておこう。例えば、東京事務所の記録がそれに該当するが、消失した資料リストの作成は現実的に不可能であろう。

## 2. 事務局アーカイブグループの構成

国際連盟のアーカイブを研究するためには、国際連盟そのものが研究テーマでなくとも、この組織がどのように機能していたかについての知識を持っていた方がよい。よって、読者は、全体（国際連盟）と部分（国際連盟事務局）とを同一視する考え方、つまり総体としての国際連盟と国際連盟事務局とを混同してはいけない。さらに、事実上アーカイブの唯一の作成主体であった事務局が、総会や理事会、委員会、特殊な団体、さらに上記のような様々な部署へ奉仕したり自身も特定の問題を管理する事務局（国際連盟事務局）など、言わば文書の本当の出所の活動を代行していたという事実を認識すべきである。この問題のすべてが複雑であるが、ここで説明する必要はないだろう。詳しく知りたいのであれば、上記のテーマを扱った文献を参照してほしい。特殊事項を扱う事務局の部門について確認したいのであれば、Ottlikt 著『the Annuaire de la SDN』のいく

---

<sup>\*3</sup> アヴェノル文書は遺言執行者によってフランス外務省（Quai d'Orsay）に寄贈された。Drummond 文書（全 70-80）は、正確にはドラモンド氏個人に関するものではなく、主に国際連盟の創始期に関連した情報を含んだ文書である。

つかの版、Ranshofen- Wertheimer 著『The International Secretariat』(Washington, 1945)を参照されたい。しかしながら、国際連盟の様々な機関と国際連盟事務局の活動、あるいは国際連盟事務局が提供したサービスとの関係を理解しても、読者が認識すべき問題のすべてが解決されたわけではない。国際連盟と国際連盟事務局との区別ができたならば、次のステップとして、国際連盟事務局と国際連盟文書登録課（以下、文書登録課）を区別しよう。もう一度強調しておくが、部分と全体を混同してはいけない。国際連盟事務局が国際連盟の装置であったように、文書登録課もまた国際連盟事務局の装置にすぎなかった。ここでの区別を複雑にしているのは、国際連盟事務局の管理部門と文書登録課の分類部門の設置時期が異なるという事実があるからだ。上記で Wertheimer の著作を奨めたが、この問題を解消するために彼の著作を用いることは推奨しない。理由は、彼の著作の中で文書登録課について記した付録があるが、文書登録課における変更点について省略しているため、1932年以降の問題にのみ有効であるからだ。<sup>\*4</sup>よって本書でこの点を明確にする必要があるのだ。

公式運営が開始される少し前の国際連盟創立初期頃に、英国市民サービスや当時機能していた海外事務局の方式に倣って、国際連盟事務局内に文書登録課 (a registry) が設置された。この部局は、文書の登録、ファイルの開示、資料の配架、資料の分類および索引作業などを担当していた。設立初期の文書登録課は、一般的に国際連盟事務局にのみ奉仕していた。ファイルは、資料請求がなされた時及び開封された順に整理されたもののみが公開されたことから、混乱を回避するためにファイル自体は文書登録課内に構築する必要があった。そのため、1919年夏の始め頃、分類部門およびそれらに番号を付与するレジスターが設置されることになる。以降、公式的な観点から、構築された枠組みと事務局の一般政策との間にある種の分離が生じた。原因は、経験主義的な立場に立脚する事務局長が、行政の時期尚早な組織化を拒否しさらに国際連盟事務局にとってどのような組織が本当に必要なのかを実践経験を踏まえ議論すべきと考えていたからである。国際連盟事務総長であるドラモンドとその部下たちは、暫定的な編成に留まっていたものの、事務総長就任後また正式な部門運営後の早い段階から、国際連盟事務局の部門のリストと組織図（大半は1919年3月から7月の間に作成された。）を作成していた。その後の開発では様々なアプローチが試みられた。初期段階における開発は全体的に順調なものであったが、徐々に修正が必要とされるようになっていった。労働、女性の権利、教育問題などを扱うことを目的として設置された国際連盟事務局のいくつかの部門は、明確な目標がないことに気づき始めていたが、その間にも時が経つにつれて新たに提起された活動もしくは想定外の活動によって、当初予定していなかった新たな部門を設置する必要性が生じていた。このとき、文書登録課では独自の分類スキームを構築、維持管理していた。この行為に関しては、文書登録課が経験論に基づき業務を進めなかったことを示唆するものではない（一方で、分類部門は請求があったときのみ設置された）。しかし、そのいくつかは後に陳腐化し相当量の再分類を必要とするものがあつたとして、足早に構築された分類区分は分類番号、タイトルと共に提供されなければならなかった。こうした政策の違い、また文書登録課の部門構造と国際連盟事務局用に構築された部門構造との間の多様性は、部門ファイルとして知られる国際連盟事務局内の小規模な並列アーカイブの構成が原因であった。部門ファイルについては、後に再び記すこととする。

1928年1月1日、国際連盟の文書登録課は再編成された。再編成の根底にある理由の1つは（あえて記述することは無いにせよ）、文書登録課の分類部門が、事務局の行政部門と、さらに組織の変化や時間の経過と共に廃止された特定部門を維持できなくなったにも関わらず旧来のシステムに固執した状況と適切に対応して

---

<sup>\*4</sup> この点について、いくつか留意しておかなければならない。他方、文書登録課の活動と業務に関する分析はほとんどなされている。ただし、その組織体の価値の評価に関しては、控えめに言っても、主観的だといえる。

いなかったためである。したがって、さしあたり5年の間、以前のものよりもさらに組織の構造に依存した新たな分類システムが採用されることになった。(新たな分類システムは、その機能をさらに重視した国際連盟の構造に沿ったものである)。新たな分類システムは便利なものではあったが、行政部門のパターンと国際連盟事務局の構造とが完全に一致していたわけではなかった。

1933年には、文書登録課で新たな年代順シリーズが開始された。これは、当初5年間を目途に採用されたが、実際には国際連盟が解散するまで維持された。また、1928年に採用された分類システムは、その後変更されることはなかった。行政内において幾度となく繰り返された様々な構造的変化は、国際連盟事務局の部門と文書登録課の部門との不調和を増長させる効果しかなかった。その間、原則に反すると思われる慣例を阻止しようとする努力が続けられたにも関わらず、部門ファイルの並行構築が止むことはなかった。

付録Iでは、国際連盟の行政構造と文書登録課が用いた分類区分との対応表を示している。

これまで文書登録課と国際連盟事務局の各部門の違いについて説明してきた。この両者の区別を念頭に置き、国際連盟事務局アーカイブグループを構成する2つのカテゴリー、すなわち文書登録課ファイルと部門ファイルの構成について説明していくこととする。

## 文書登録課ファイル

文書登録課ファイルは、文書登録課が公認規則に則って処理した文書、すなわち国際連盟事務局の様々な部門や他の管理課が作成・受領した文書から構成されている。これまでも述べたが、文書は分類部門へ分割される。第3章『検索補助』でアカウントにアクセスする際は索引を利用すればよいと述べたが、索引を効果的に利用するためには、国際連盟アーカイブグループがどのように編成され参照番号の付与はどのようにして行われるのか理解しておく必要がある。そこで、文書の登録システムとファイルの開示について概説しよう。(登録システムは、1919年から1946年の間に何度か改訂された複雑なシステムである。)

まず、すべてのシステムは「文書」\*5という概念を基本に構築される。「文書」は英語、フランス語の両方で用いられる特別な用語である。文書を基本単位として、往復文書、議事録、ある問題の報告書に添付されたあらゆる文書が国際連盟事務局で受領されると、サブファイルが作成される。これは、国際連盟が用いた特別なフォルダ(ジャケット)の導入と文書登録課の文書に参照番号を付与するシステムを導入するきっかけとなった原資料の登録方法である。この手続きは、原則的に、非常に単純である。1から無限までの相互の番号に従った基本記入表に記述する段階では、文書の本質的な内容を構成要素とする原資料は素早く解析され番号が付与される。そして、フォルダ(ジャケット)には付与された正副2通の番号が記される(例えば、253/253)。このとき、議論の終結、もしくは通常手続きの範囲内に収まる問題について記した文書であれば、対の参照番号にXが付記される。一方、議論の進展が見込まれる問題ならば、以降作成される文書には対の左側の参照番号に新たな番号が付与される。つまり、対の右側に同じ番号を持つ文書は、同一の主題であること

---

\*5 ここでの「文書(document)」という用語の特別な意味を、「国際連盟の文書("documents of the League of Nations")」のような他の特別な意味と混同してはならない。(付録II、付録Vを参照)

を意味する。例えば、「728」という番号を与えられた文書が、「253/253」に続く文書であるならば、表紙に「728/253」と記される。以後、「/253」と割り当てられた文書すべてが、「dossier 253」という単位の下に収められる仕組みとなっているのである。（「dossier」という用語は、英語、仏語の両方で「document」のようなものである。）

加えて前述したレジストリの分類部門は、参照番号と共に使われる接頭番号を与えていた。つまり、「dossier（ドシエ）253」がセクション10に割り当てられた場合、「document728/253」の最終的な参照番号は、「10/728/253」となる。実際の物理的なファイリングは、dossier(ドシエ)毎に分類部門とその範囲内で行われていた。

この非常に複雑且つ柔軟性に乏しいシステムは、理屈的には（1）索引（第3章参照）による分析的なアプローチ、もしくは（2）（分類部門、レジスターおよびレジスター内の部門、また同一主題の下で複数の「文書」から構成される dossier（ドシエ）を利用した）継続的な一般的なアプローチのいずれかによって、求めるありとあらゆる資料を見つけ出すための手段を提供するものであった。

実際には、事務局及び事務局の活動が拡大するにつれてシステムの不備が露呈した。

システムの不備とは、第一に探索が一般的に導く基本アイテム、すなわち「文書」という単位が小さすぎたことである。これは探索時間の過多と利用者を落胆させる原因となった。（アイテムレベルで構築され、極端に低いレベルで“documents”を参照する）「索引」を通じた分析的調査は、しばしば重要でない文書へと導いてしまうことがあった。こうした欠陥を系統的な構造と本来の分析的な性質に合わせた索引を与えることで不備を補おうとする試みがあったが、問題の解決には至らなかった。（第3章参照）

第二に、書類と部門を基に作成された分類は、満足な一般的探索を実現するものではなかったことである。なぜならば、分類区分が大きすぎる（過度に大きな分類が設けられている）、もしくは小さすぎる（内容からして重要でない文書を含んだ小規模な dossier（ドシエ）のいずれか、すなわち区分レベルが誤っていたからである。

以上のことで、相当な混乱が生じた。文書登録課の幅広い分類部門（既に見てきた通り、事務局の管理部門と一致しなかった）内には、一貫性なく相互に補完しあう多数の小さなドシエがあった一方で、索引はドシエの中の文書（documents）という分子の集合へしか導かず、ドシエへの先導はその中の個別のアイテムという原子を経由させるのみであった。

1919年～1925年の間に起こった偶発的な進化は、システムの欠陥を改善へと向かわせる兆候を示していた。

文書という基本要素の最低レベルにおける改善は、文書の量が次第に増加したためであった。時が経つにつれて、より多くのアイテムがフォルダ（ジャケット）の中に組み込まれ、それに伴うフォルダの拡大には分析表を組み込むことで補った。こうした有意義な変化は、残念なことにすでに困難となっていた二カ国語（英語とフランス語）対応の文書登録課の行政機能において、用語の複雑化を招いてしまった。英語のファイル（フランス語に対応する訳語は dossiers である）という用語による度重なる「文書集合」の設計が困難の原因であ

る。それと同時に、古い「dossiers」は、ドシエに資料を加える慣例が徐々に成長したこと、さらに広く捉えた主題、言うならば主題のグループに関連した限られたドシエのみを使うという点で、新たに重要な示唆を得ていた。さらにこれが用語における新たな展開をもたらした。例えば、頻繁に仮想的な副部門となる傾向にあった英語の「シリーズ」という用語の使用などである。（「ファイル」や「シリーズ」という新たな用語は、フォルダ（ジャケット）、索引カード、資料ボックスなどで採用されるようになったが、これが時折解決困難な混乱を招く）。

1925年、改編は更に顕著になった。実用的な理由から、文書登録課の部門毎の分類を用いた古い登録簿に加えて、「メインシリーズ」のリストが部門ごとに構築された。これらのリストは、不要であると認識されることによって計画的に廃止された古いドシエが減少していることを示した。この時までに従うべき道筋がはっきりと見えていたに違いない。にも関わらず機能性の低い文書登録課部門は、煩雑な手続き、不十分な索引、これらすべての欠陥とともに存続していた。こうして改編の機が熟していったのである。

1928年のアーカイブ改編は、9年間の経験に基づき実行されたものであるが、その間確立された手続きを大きく覆すものではなかった。ファイルは要求に応じて公開されていたし、参照番号も初期の複雑なシステムをそのまま踏襲し付与されていた（初期登録される文書に関しては新たに考案された番号登録シリーズが適用されたが）。このときから、「document」という概念が問題視されることはなくなった。ファイルの中身についてはアイテムの詳細を示した分析表が加えられた一方で、「dossier」または「file」（この用語を使うことによって曖昧性が解消した）が、番号付与、資料取扱いの際の最小単位になったためである。以前からあったルーズリーフ式「分類登録」（第3章参照）（古いまた不便な部門登録は続けられたが）を使う慣例が公式に採用され、部門登録自体は廃止された。この改編は、アーカイブにとって重要な結果を孕んでいたが、その影響は徐々に明らかとなった。改編の影響がすぐに表れたものとしては、レジストリにおいて新たな分類システムの適用が可能になったこと、分類システム内に論理的な下位分類を構築できるようになったことである。ほとんどの文書登録課の部門の中で、分類下位部門（A、B、Cなど）が管理部門、活動の特定領域、特定のトピックや主題のいずれかに対して付与された。また、下位部門に分類されなかった各部門の中に、また各々の下位部門の中に、参照番号に影響を及ぼさない新たに考案された手続きに則って区分を与える分類法があった。<sup>6</sup>

1933年以降、このシステムが変更されることはなかった。1928-1932分類登録台帳は閉鎖され、下位部門に対してでなければ、他の分類登録台帳は同様のシステムに従い作成され、部門に対しては以前と同じ番号を用いた。同様に、新規登録に対する第3番目の連番の使用は、必ずしもずっと長い請求記号番号を使うことはないという意味であった。去る5年間の経験の末、1931年の文書登録課における唯一の重要な改編は、索引の保持に関連するものであった。（第3章参照）改編の結果、国際連盟事務局の登録課ファイルは、3つの年代別シリーズ（1919-1927、1928-1932、1933-1946）のうち、必ずいずれか一つに属することになった。日付が重複することはめったにない。さらに、各ファイルは、その前や後に続くであろう他のシリーズ内のファイルの請求番号と関係づけられている。

<sup>6</sup> ファイルレベルにおいて、最初の年代順シリーズの分裂を避けるために、1919-1927年ファイルに対応する参照番号の1928-1932年フォルダに注記が付けられ、同様に1928-1932年フォルダに対応する参照番号の1919-1927年ファイルにも注記が付けられた。同じように、ファイルが閉じられた後、1928-1932年ファイルには主題が継続する1933-1946年ファイルの参照番号が付けられた。分割分類システム（分類登録リスト）を考慮して、一般的にそれらのファイルを含むリストがフォルダ上で示されている。

## 部門ファイル

国際連盟文書登録課による記録の集約システムが引き起こした結果のひとつは、部門ファイル（その歴史はこれから語られる）が自然発生的であったことである。部門ファイルは、国際連盟事務局アーカイブグループの不可欠な部分を形成していることを忘れてはいけない。

部門ファイルの管理者は、自身の業務で参照する記録を速やかに、また自由に使えることを望んでおり、記録の作成者や利用者と同じ人間である。英国の文書登録課、ドイツの文書登録課、前フランスの bureaux d'ordre（文書課）のシステムは、集中管理型で、本質的な要求と記録を利用した作業の効率化に反するものである。国際連盟事務局の各部門のリーダーとメンバーは、文書登録課（スタッフが次第に均質でなくなったため、業務の遂行が困難になっていた）が所属部署のファイルが所持しているという事実が、部署の業務の妨げとなっていることを認識する傾向があった。いくつかの部門では、ドラモンド（「文書登録課は、すべての公式アーカイブと登録された書類のための一つの合法的な家である」）によって定められた原則の文字通りの適用もあった。しかし、ある部門には、言葉遊びをすると、「登録された書類」と「公式アーカイブ」のほかに、登録されなかった書類と、非公式のアーカイブがあった可能性があるという結論を出した。私文書（papiers privés）としてフランス語に翻訳されるべきでない言葉）の概念はこの事情によって生じた記録を説明するために用いられ、いくつかの部門では自身のファイル（時々、経済や財政部門の場合のように、彼ら自身の文書登録課さえあった）をしばしば文書登録課が公式に所持するファイルよりも正確かつ豊富なファイルを持っていた。さらに、いくつかの部門とサービスは、どうにかして彼らの自主性の認識を確保した。

このすべての結果、事務局アーカイブグループにおいて、要旨や内部分類などの非登録文書の量が、その文書を作成した事務局の各部門によって異なるということに、我々は今日直面している。たとえば、リーダーや通常のメンバーの「私文書」（メモ、秘密書類、文書登録課によって処理された往復書簡の写し）、概要だけ登録された基本的な文書（報告書の素材、アンケートに対する返事、ロネオでコピーをとった文書の草案）、「クロノス」\*<sup>7</sup>、切抜き束などがある。実例と観点に従い、部門・ファイルは文書登録課・ファイルよりも内容が興味深い場合も、そうでない場合もある。部門・ファイルを利用するために文書登録課・ファイルを参照する場合もあれば、部門・ファイルが文書登録課ファイルの補足となる場合もある。部門・ファイルには、時々それ特有の索引があるが、文書登録課の公式の索引では、それについて決して言及することはない。部門・ファイルは、生まれつきあまり秩序なく、ほとんど完成されていない記録で構成されていることがある。しかし、業務の円滑な遂行を目指した彼らが築き上げたファイルは、その部署の業務、つまりは部署における意思決定と、とても密接に関係しており、それを知るために非常に役立つものである。

部門ファイルは自然発生的に作成されたことから、文書登録課ファイルとは違い公式の歴史を持っていない。これは部門ファイルについてなんの関心も払われなかったことを意味するものではない。部門ファイルの存在は事務局組織と関連した報告書、回覧など原則に関わる問題として絶えず対立してきた。あるときは、そのうち利用されなくなるだろうと考えられたこともあった。これはアヴェノールが事務総長に就任した1年間、監督委員会から推薦された経済対策支援係と、「フランス式のシステムへの転換」と呼ばれる行政的

\*<sup>7</sup> 主題によってファイルに分割されていない往復書簡の年代順のシリーズ

政策変更として同時に行われた。当時は、分散意思決定方式というイギリス式システムの文脈のなかでのみ、文書登録課の集権化は有効であるということが理解されていなかった。（それどころか、行政の集中化、トップダウン式的意思決定、文書登録課の集中化という新たな仕組みが理想的なものだとされていた。）事実、権限が強化された文書登録課による統合が是とされるには程遠く、各部門はこれまで以上に急増した部門ファイル、並列アーカイブを構築することで多少強引に個性を守っていた。

部門ファイルに対する執拗な公の軽視は、様々な結果を生み出した。ファイルが個性を持ったことにより、今日、歴史家たちに大きな価値を与えることになったという長所である一方、残念なことに部門ファイルは無秩序で常に不完全なものであった（文書登録課に重要なアイテムを与えていないにも関わらずである）。しかし、実際のもっとも望ましくない影響はファイルが抹消されたことであった。理由は、各部門は、事実上自らファイルを自由に保持されていたこと、1936年に移管があったこと、最後に1940年危機の際、取り返しのつかない抹消が遂行されてしまったことである。したがって我々は、行政委員会に関連するものを除いて、1933年以降の政治部門の部門ファイルを見ることができないのである。同様に、1955年に、保健部門の部門ファイルもほぼ完全に抹消された。

その間、部門ファイルには、各部門の部長もしくは秘書官の思いつきや独自の方法に則って番号が付与された。しばしば、部門ファイルに付与された簡単な番号順参照を目にすることもあるが、より複雑なもの（例えばAII）、ときには全く何も付けられていないものも見受けられる。参照記号がある箇所では、原秩序が再発見されることで、また削除や再分類の過程を無視することで使い道があるのかもしれないが、参照としての価値はもはやないのである。このことにより、結果的に部門ファイルに新たな番号が付与されるようになったのだ。

### 3. 他のアーカイブグループの形成

外局出所のアーカイブグループ（資料が文書登録課の下で直接受け入れられたか否かに関わらず）は各々独自の沿革を有しているが、一般的な概要のみを対象としている本書の範囲外である。各々の沿革については、探そうとしている各グループの詳細を記した *Répertoire général* 内の該当する章の導入部分で見つけることができる。この方法は、私文書やコレクションを探す際にもより大きな力となる。

「ナンセン混合グループ」の場合は、個別に検討しなければならない。このテーマについては、*Répertoire général* 内の関連する章の導入部分もしくは以下のII章2節を参照すればいいだろう。しかしアーキビストの視点では、ナンセン混合グループは奇怪なものであると最初に指摘しておかなければならない。多くの変遷の中で、ある時は国際連盟事務局で、ある時は事務局外で、またある時は自治体によって、そして時には国際連盟によって直接構築された。また、ファイルの編入や他のアーカイブと混合などの変化、逆説的に言えば時にはいくつかの機能のための利用、雇用確保という目的と共に構築されたのである。したがって、ナンセングループは「ごちゃまぜ」グループであり、それ自体が単独のクラスになっているのだ。



#### 4. 国連体制下の国際連盟アーカイブ

「国際連盟アーカイブの一般的特徴」では、レファレンスの一部に影響を与えた移管、すなわちジュネーブ・ニューヨーク間で2回の移管があったと述べた。この2回に亘る移管に関しては行政判断としての側面が強いものの、この事実はアーカイブグループの歴史を理解するうえで重要な事柄である。一方で、1946年に国際連盟が廃止されたこと、さらに、アーカイブズとなったそれらの資料グループが国際連合に渡ったという事実が、時間の経過とともに、今日、前身組織のファイルが本質的に歴史的資料として表現されたものだと認識されるに至ったのは確かである。これは、慎重な権限が非機密文書に対する臨時協議のために与えられた1950年代初期に重視されたものである。後の1956年、具体的研究が行われるべきと判断されたため、アーカイブグループはジュネーブ国連図書館で再編されたのである。同時に、研究施設としての整備の要求が増加したことによって、公的アクセスの問題がますます深刻になった。個別のケースに限り資料は部分的に公開されたが、まるで個別のリクエストの価値や公的、私的、倫理、資料的価値に対する先入観を排除した意思決定が可能かどうかなどの研究が対象であるかのようなようだった。しかし、結局その処置は、扱いにくいものであることが証明された。なぜなら、それは非常に複雑なものであったからである。明白なのかもしれないが、これは国際連盟アーカイブグループが歴史文書のカテゴリーに属することとなったささやかな暗示である。

1965年10月、国際和平のためのカーネギー財団は、研究を目的としたアーカイブの活用を図る「プロジェクト」に出資するための提案書を国際連合に提出した。その趣旨に則るかたちで合意はなされ、翌年からプロジェクトがスタートした。

原則問題に関する研究は、Thanassis Agnides氏を議長とする大学教授及び元上級公務員からなるコンサルティンググループに委ねられた。5つのセッションが行われる間、委員会は、資料の一般公開を規定する規約を考慮した国連議長への勧告書を考案していた。(第III章第3項参照)

加えて、研究活用を目的としたアーカイブそのものへの技術的な作業が開始された。作業は3年に及んだ。

最初に明確にすべきことは、厳密には「再分類」の問題ではないということである。国際連盟アーカイブグループの編纂者たちは、かつてアーカイブに対して一定の秩序を与えており、それらは多少なりとも生かされている。再編成による混乱を生じさせるよりは、原秩序を尊重する必要があるのだ。仮に、後者が前者よりも利用要求を充たすものであったとしても、それでも再編成は有効ではない。アーカイブグループの資料は、元の環境下、またそれらを構成した有機的組織内のファイルの中でのみ、適切に活用することができる。新たな再編は、その方法が的を得ている場合、文書単位、参照利用、そして元の秩序を変えることのない場合にのみ行われるのである。

ファイルの物理的調査、参照番号付与、国際連合本部、世界保健機関(WHO)やそれ以外の場所に移管された文書の国際連盟本部(パレ・デ・ナシオン)における再編纂に加えて、重要な作業のうちの一つは、利用者が国際連盟事務局もしくは外局機関の部門で作成されたファイルの全容を素早く把握することを可能にする*Répertoire général*の編纂であった。これは、レコード、文書登録課ファイルという位置づけから国際連盟文書、アーカイブという用語で位置づけを変化させることによって統制されるアプローチの逆転である。初期段

階においては、研究ツールが主にいくつかの質問に対してコレスポンドンス、ファイル、特定の文書を指し示すものであることが普通である。その目的は、日々蓄積されるカード索引によって達成される。しかし、歴史研究者の有機体に対するアプローチを可能にするためには、新たなツールが必要不可欠である。3章で記すこととなるが、それらのツールは未だに試作段階である。

現在の研究は、利用の改善と補助を目的のために、アーカイブグループの記述や新たなアプローチに基づく研究の合理化と促進に対して制限されていない。そのため本ガイドは、アーカイブ機能の適用のためのひとつの道具である。

プロジェクトが完了した1969年10月1日、国際連盟アーカイブグループは、国連図書館に保管されていた他のアーカイブ資料、写真や公開資料などの特定コレクション、また「歴史コレクション部門—国際連盟アーカイブグループ」を構成する国連美術館<sup>\*8</sup>と統合された。<sup>\*9</sup>

---

<sup>\*8</sup> 付録 V を参照

<sup>\*9</sup> 現在では「国際連盟アーカイブおよび歴史コレクションユニット」となっている。

## II. 概要

### 1. 事務局アーカイブグループ

事務局アーカイブグループを *Répertoire général* と同じ順序で以下に示した。この順序は、いくつかの部門で行われた細分化、国際連盟当局の発展に伴い一つの部門もしくはより高い権限を持つ部門との編入などに拘らず相対的に永続性の高い国際連盟事務局の部署、部門を基本とした機能的順序である。また、1939年以降に行われた統廃合については考慮に入れていない。既に指摘したが、国際連盟事務局の部門と文書登録課の部門とが完全に一致したことはない。しかしいくつかの例外がある。文書登録課の各部門は、実際には一つの行政部門から、もしくは戦時中文書登録課の機能を継承した数人の公務員から資料を受領していた。こうした経緯が以下の表の作成を可能にしたのであるが、この詳細については、他の章の『*Répertoire général*』の導入部分に記してある。さて、どのアーカイブシリーズが国際連盟事務局の各部門を出所としているのか確認してみよう。

事務局ユニット	コレスポンディングアーカイブ
<b>事務総長執務室</b>	<b>文書登録課</b>
	19-27} 28-32} 33-46}
	<b>部門ファイル</b>
	(処分されたドラモンド文書)
	(フランス外務省におけるアヴェノール文書)
	レスター文書
	私文書も見よ

事務局ユニット	コレスポンドイングアーカイブ
<b>行政委員会マイノリティ部門</b>	<b>文書登録課</b>
1934年、行政委員会を扱う業務は政治部門によって引き継がれた。1934年にマイノリティ部門、政治部門は部署Iに編入された。	<p>19-27: 2 (行政委員会) ,3 (ザール) ,3A (ザール国民投票) ,4 (ダンツィヒ) 41 (マイノリティ) ,46 (シレジア上流)</p> <p>28-32: 2A (行政委員会) ,2B (ダンツィヒ) 2C (ザール) ,4 (マイノリティ)</p> <p>33-46 : 28-32 と同部門</p>
	<p><b>部門ファイル</b></p> <p>SF 行政委員会, SF マイノリティ (政治部門、外局出所のアーカイブグループ及び私文書を見よ)</p>
<b>経済金融部門</b>	<b>文書登録課</b>
1931, 経済金融部門は、金融部門と経済関係部門の2つに分割された。両部門は、1939年、部門内で合併。1940年、その部門の中核はプリンストンに移管された。	<p>19-27 : 10 (経済金融部門) ,10A (ブリュッセル会議) , 10B (オーストラリアの金融再編) , 10C (経済会議, ジュネーブ 1927) ,50 (風習)</p> <p>28-32 : 10A (一般) ,10B (統計) , 10C (風習) ,10D (経済) , 10E (金融)</p> <p>33-46 : 10A (経済関係) ,10B (経済学) ,10B (金融) , 10C (金融及び経済会議、ロンドン、1933)</p>
	<p><b>部門ファイル</b></p> <p>SF 経済及び金融 (外局出所のアーカイブグループ、私文書を見よ)</p>

**保健社会問題部門**

**文書登録課**

「保健部門」は、1922年に設立された。「保健社会問題部門」は、後に「社会問題およびアヘン取引部門」となった。

19-27： 12 (社会問題), 12A (アヘン), 12B (保健), 23 (女性の権利問題)

28-32： 8A (保健：一般), 8B (国際連絡), 8C (マラリア), 8D (疫学サービス), 8E (血清及び生物学的生産物), 8F (児童), 8G (病気保険), 11A (社会問題：一般), 11B (婦人及び児童売買), 11C (児童福祉), 12 (アヘン), 12A (中央アヘン委員会)

1929年、特別事務局は中央アヘン委員会に設立された。1937年、社会問題、中央アヘン流通部門は、社会問題部門、中央アヘン流通部門へと分割された。1933年、監視機関が組織された。1939年、本部門グループは部署を構成するため編入され、1941年、ワシントン州において、中央委員会及び監督機関の事務所は分離された。

33-46： 同副部門 8A, 8B, 8C, 8E, 8F, 11A (社会問題：一般), 11B (婦人児童売買), 11C (児童福祉), 11D (情報センター), 12 (アヘン), 12A (中央アヘン委員会), 12B (監視機関)

**部門ファイル**

SF 社会, SF アヘン, SF 中央アヘン委員会 (外部出所のアーカイブ群を見よ)

**情報部門**

(1940年に廃止)

**文書登録課**

19-27： 22 (公開情報)

28-32： 13 (情報)

33-46： 13 (情報)

**部門ファイル**

SF 情報 (コレクション及び私文書を見よ)

事務局ユニット	コレスポンディングアーカイブ
<p><b>法律部門</b> (1940年に廃止)</p>	<p><b>文書登録課</b></p> <p>19-27: 5 (労働), 11A (労働会議), 17 (条約), 19 (法的問題), 21 (ハーゲ裁判所)</p> <p>28-32: 3A (一般), 3B (労働会議), 3C (ハーゲ裁判所), 3D (条約), 3E (国際法の編成)</p> <p>33-46: 28-32 と同部門</p> <p><b>部門ファイル</b></p> <p>法律と条約 (コレクションを見よ)</p>
<p><b>知的協力および国際局部門</b> 1925年までは「国際局部門」: 1927~1939年までは「知的協力および国際局部門」。1939年に「知的協力部門」として部署 I に編入、1940年に部署 III に編入</p>	<p><b>文書登録課</b></p> <p>19-27: 13 (国際), 13A (経済国際), 13B (社会国際), 13C (知的共有), 44 (教育)</p> <p>28-32: 5A (国際), 5B (知的共有), 5C (青少年問題)</p> <p>33-46: 23-32 内と同部門</p> <p><b>部門ファイル</b></p> <p>SF 知的共有と国際 (外局出所のアーカイブ群を見よ)</p>
<p><b>委任統治部門</b> 1939年に部署に編入</p>	<p><b>文書登録課</b></p> <p>19-27: 1 (委任統治)</p> <p>28-32: 6A (委任統治), 6B (奴隷)</p> <p>33-46: 28-32 と同部門</p> <p><b>部門ファイル</b></p> <p>SF 委任統治 (2シリーズ) (私文書を見よ)</p>

事務局ユニット	コレスポন্ディングアーカイブ
<b>政治部門</b>	<b>文書登録課</b>
(1934年から行政委員会の任務を引き受ける。1939年に廃止されたが実際には部署Iに編入)	19-27: 11 (政治一般), 11A (上シレジア), 28 (認可)
	28-32: 1A (政治一般) 1B (認可)
	33-46: 1 (政治一般) (行政委員会を見よ)
	<b>部門ファイル</b>
	SF 政治 (私文書を見よ)
<b>通信及び交通セクション</b>	<b>文書登録課</b>
1939年に部署IIに編入、1940年にプリンストンに移管	19-27: 14 (交通)、14A (バルセロナ会議)
	28-32: 9A (交通: 一般), 9B (河川調査), 9C (港湾及び海洋調査), 9D (鉄道), 9E (電気), 9F (道路), 9G (ポストアンドテレグラフ), 9H (航空調査)
	33-46: 28-32 と同部門
	<b>部門ファイル</b>
	SF 交通 (外局出所のアーカイブグループおよび私文書を見よ)
<b>軍縮部門</b>	<b>文書登録課</b>
本来は軍備部門。1939年に部署Iへ編入	19-27: 8 (軍縮), 9 (永久軍事任務)
	28-32: 7A (軍縮一般)、7B (軍縮会議)
	33-46: 28-32 と同部門
	<b>部門ファイル</b>
	SF 軍縮を見よ

事務局ユニット	コレスポンディングアーカイブ
<p><b>ラテンアメリカ連絡部門</b></p> <p>(1922年の設立からは「ラテンアメリカ連絡局」、「部次長レベル」に公式な責務が与えられた1924年から1937までは「ラテンアメリカ連絡」。ロドリゲスアーカイブ (BLA) とノグエリアアーカイブ (情報部門、後に政治部門) は1937年以降も継続。類似の機能は戦中のプリンストンにおいて部署IIが担った。</p>	<p><b>文書登録課</b></p> <p>{複数部門、特に</p> <p>19-27 : 40 (一般)</p> <p>28-32 : } 50 (一般)</p> <p>33-46 : }</p>
<p><b>難民部門</b></p> <p>1920~1924年そして1930年にのみ国際連盟事務局に難民部門が存在した。事務局の他の部門による難民問題を扱いたいのであれば、下のナンセンアーカイブグループおよび <i>Répertoire général</i> の関連する章の序文を見よ。</p>	<p><b>部門ファイル</b></p> <p>SF ラテンアメリカ (情報部門、政治部門の文書も含む)</p> <p><b>文書登録課</b></p> <p>19-27 : 42 (戦争捕虜) ,45 (ロシア難民) ,47 (ロシアの女性問題) ,48 (東側近郊からの難民) , 混合グループ内</p> <p>28-32 : 20A (難民：一般) ,20B (ロシア難民) , 20C (アルメニア難民) , 混合グループ内</p> <p>33-46 :</p>
<p><b>複数部門、政治及び技術</b></p> <p>(1933年からの中央部門を含む)</p>	<p><b>部門ファイル</b></p> <p>混合グループ内</p> <p><b>文書登録課</b></p> <p>19-27 : 25 (組織：一般) ,26 (総会) ,27 (理事会) ,39 (その他) ,40 (一般) ,40A (ジェノア会議)</p> <p>28-32 : 14 (理事会) ,15 (総会)</p> <p>33-46 : 28-32 と同部門</p>



事務局ユニット	文書登録課	コレスポンディングアーカイブ
<b>金融管理および財務部門</b>	<b>文書登録課</b>	
(金融部門として知られるこの部門は、当時分割された会計を含む。	19-27:	31 (財政管理)
原則的に、1940年から1945年ロンドンにおいてである。)	28-32:}	17 (財政管理)
	33-46:}	
	<b>部門ファイル</b>	SF 会計及び金融管理 (外局出所のアーカイブ群を見よ)
<b>内部サービスと人事部</b>	<b>文書登録課</b>	
この類のユニットは国際連盟の中に常に存在したが、それぞれ時期と形式が異なっている。1924年以降、職員の個人ファイルは文書登録課外で処理されている。	19-28:	30 (内部サービス), 32 (建造物及び備品), 33 (管理スタッフ), 34 (技術スタッフ), 35 (補助スタッフ), 38 (サービスの申し込み)
	28-32:	18A (内部管理), 18B (建造物及び備品)
	33-46:	18A (内部管理), 18B (建造物)
	<b>部門ファイル</b>	SF 職員及び建造物 (部分的に移管されていない)
<b>図書館</b>	<b>文書登録課</b>	
	19-27:	18 (図書館)
	28-32:}	16 (図書館)
	33-46:}	
	<b>部門ファイル</b>	SF 図書館
<b>出版サービスおよび文書複写</b>	<b>文書登録課</b>	
	19-27:	36 (印刷及び付属品), 43 (複製及び出版物), 49 (文書の配布)
	28-32:}	19 (文書)
	28-32:}	

**文書登録課**

文書登録課によって作成されたカード索引及び登録簿は個別にリスト化された<sup>a</sup>

<sup>a</sup> (目次の過多を避けるために)、*Répertoire général* は、国際連盟事務局アーカイブグループ、(国際連盟事務局のいくつかの部門)の章のみ、国際連盟事務局に該当するフォルオの参照を示しているが、それは、章の中で相互に補い合う多様なリストではない。それらのリストは、導入(まえがき)内でのみ言及されている。国際連盟事務局アーカイブグループの詳細な一覧を確認したい利用者は、上記の表を利用すればよい。

## 2. ナンセン混合アーカイブグループ

ナンセン混合グループは非常に複雑なアーカイブグループである。ナンセン混合グループには国際連盟事務局、国際労働機関(ILO)、いくつかの独立機関、そして外局出所の小規模アーカイブのファイルが含まれている。さらに、様々なアーカイブグループはときに密接に絡み合っていることがある。

「委員会ファイル」や「部門ファイル」という用語に重きを置かなければ、以下のファイルを確認できる。

- (1) 国際労働機関(ILO)への移管の際、高等弁務官事務所に放置された国際連盟文書登録課ファイル(20-24)
- (2) ナンセン事務所から継承された委員会ファイルシリーズ。委員会ファイルシリーズの主要アイテムを以下に示しているが、明確にするために *Répertoire général* のリストとはやや異なる順序である。
  - (a) 高等弁務官に対して事務局のような役割を担い活動した国際連盟難民部門、後に国際労働機関(ILO)、最終的には国際連盟事務局によってジュネーブから発行された書簡の複製(22-38)；
  - (b) 同じ時期および情報源からの「文書」コレクション(21-38)
  - (c) 第1期国際連盟・高等弁務官事務所の非公式アーカイブ(20-25)
  - (d) 第1期国際連盟の公式アーカイブを含む国際連盟・高等弁務官事務所の国際労働機関存続期間中のアーカイブ(20-24) [20-30]
  - (e) 1931-1932年の国際連盟文書登録課ファイルを含む第2期国際連盟および独立したナンセン事務所のアーカイブ(30-38)

(f) ソビエトロシア (21-23)、ロンドン (20-22)、ベルグラード (22-23)、ギリシャ (22- 25)、ベルリン (21-38)、ウィーン (21-31)、ワルシャワ (24-34) における海外派遣団、事務所もしくは代表団のアーカイブ

(g) アレッポにおけるアルメニア児童養護施設の入所者名簿 (22-30)

(3) ドイツからの難民保護のためにロンドンで設立された高等弁務官事務所の委員会ファイル (33-36)

(4) (難民に関する) 国際連盟事務局の部門ファイル。このファイルは以下のファイルから構成されている。:

(a) 国際連盟事務局の組織に関する国際連盟のファイル (1930)

(b) 難民問題に関する政府間委員会設立のためのエビアン会議のファイル (38-39)

(c) 高等弁務官事務所ギリシャ代表団アーカイブの補足となる散在した外局出所のアーカイブグループ

(5) 難民一般、ロシアおよびアルメニア難民と関連した 1933-1947 国際連盟事務局文書登録課ファイル

(6) ロンドン「難民中央委員会」のメンバーとして国際連盟の庇護の下、難民高等弁務官であった Sir Herbert Emerson によって作成されたファイル\*<sup>10</sup>

このような様々なアイテムの歴史的範囲や管理上の重要性についてここで詳しく説明することはできない。このテーマについては、*Répertoire général* 内の混合アーカイブグループについて記した章の導入部分を参照されたい。そこには、アーカイブの内容の詳細に加えて、混合アーカイブグループに含まれる資料本体の歴史的概要が記されている。

### 3. 外局出所のアーカイブグループ

これまでの工程では、国際連盟事務局外で構築されたすべてのファイルグループを「外局出所の～」として説明してきた（本部はジュネーブを離れたことはないということを思い出そう）。外局出所の資料とは、事務局に直接従事したユニット（例えば国際連盟支局）によって作成されたアーカイブから成るもの、もしくは国際連盟、国際連盟の専門機関やその委員会などに関わりのあるいくつかの独立機関（例えば管理委員会）によって作成されたもののいずれかである。また、ここでいくつかの外局出所のアーカイブグループが、国際連盟事

\*<sup>10</sup> 難民高等弁務官事務所の特定部分のアーカイブはフランス国立中央文書館に保管されている（シリーズ Aj43）。Marie-Therese Chabord を参照：『Les Archives de l'organisation internationale des refugies(OIR)』, La Gazette des Archives, 1967, pp. 165-175.

務局のアーカイブグループや混合アーカイブグループに編入されたということも繰り返し述べおくべきだろう。上記のアーカイブグループは以下のリストに示されていない。代わりに、それらは、かつて存在した特定の外局出所のアーカイブ内で暗示されているが、残存状況や保管場所もしくはアーカイブが破棄された否かは、可能性の範疇なのか決定的なのか現在までの調査では確証が得られていない。よって、以下に示されるリストは、今日消失している嘗て存在した資料についてすべて網羅しているとはっきり宣言することはできない。さらに、国際連盟と関連性の低い特定の組織や独自のアーカイブを所有していた国際労働機関（ILO）のいずれについても当然言及することはできない。

### (1) 委員会と法廷

オーストリアの財政再建のための弁務官事務所; ウィーン・アーカイブ、1922-1937

ハンガリーの財政再建のための弁務官事務所; ブダペスト・アーカイブ、1923-1929

ギリシャの難民解決委員会、1925-1930

ギリシャ・ブルガリア人口移動委員会、1920-1931

ギリシャ-トルコ人口交換のための混合委員会、1923-1934

ザール川流域管理委員会; ザールブリュッケン・アーカイブ、1920-1935

ザール国民投票委員会; ザールブリュッケン・アーカイブ、1934-1935

ザール国民投票最高裁判所; ザールブリュッケン・アーカイブ、1935-1936

(ダンチヒの高等弁務官事務所; ダンチヒ・アーカイブ、1920-1939、破棄?)

上シレジア 混合委員会; カトヴィツェ・アーカイブ、1922-1937

上シレジア 仲裁裁判所; ボイテン・アーカイブ、1923-1937

アレクサンドレッタのサンジャクのための選挙委員会、1937-1938

## (2) 通常の外部事務所

ベルリン事務所

ローマ事務所：1938年に閉鎖；そのアーカイブの行方に関する情報はない

(パリおよびヴィシー事務所：1940年にヴィシーで再建されドイツによって占領されたパリ事務所は、少なくとも1942年まで事務所は併存しており、単に理論上存在していただけのようだ。ヴィシー事務所は、戦時中規模を大幅に縮小し活動を続けた。両方の事務所のアーカイブの所在は不明である)

(東京事務所：1938年に駐在員事務所となり、1939年初頭に閉鎖。1940年にそのアーカイブは意図的に破棄された。)

(ボンベイ事務所、後の1937年からはニューデリー事務所：1946年末に閉鎖。アーカイブは、国際連合の業務整理の際、資料を保管するためにインド政府に引き渡されたとされている。)

ロンドンの各通常事務所

経済および財務部門；1920-1940。公開情報、「施設」サービス、麻薬に関する問題については、*Répertoire général*内の外局出所のアーカイブグループの導入部分を見よ。様々な年代ごとの難民問題を扱ったロンドンサービスについては、*Répertoire général*内のナンセン混合アーカイブグループの導入部分を見よ。財務部門については、以下の「戦時中分離した事務所」を見よ。)

(シンガポール疫学事務所：1942年1月閉鎖；(キャンベラへ移送されたアーカイブは、最終的に「現地当局」と共に残された。これらの「戦争を生き延びた」アーカイブは、国際連盟の財産として同時に国際連合へ移管され、最終的に世界保健機関の暫定委員会へと引き渡された。破壊された?)

(香港事務所 (後のハノイ事務所)。香港事務所の記録は、1947年に国際連合本部 (パレ・デ・ナチオン) に到着後、行方不明となった。)

## (3) 戦時中分離した事務所

(ロンドン会計事務所：ジャックリンのファイルや書籍については、*Répertoire général*内の財政部門の導入部分を参照せよ)

プリンストン事務所 (あるいは派遣団)：部署 (経済、金融および通信) はジュネーブ事務所 (1919-1946) から転送された部門ファイルを含んでいる。

ワシントン事務所：中央アヘン委員会や監督機関（1941年から1946年）から切り離されたアイテム

#### (4) 機関

(国際知的協力協会アーカイブとユネスコ)

(ローマ国際教育映画協会：アーカイブは行方不明)

(私法統一国際協会：アーカイブは行方不明)

(リオデジャネイロ国際ハンセン病研究センター：アーカイブは行方不明)

#### 4. コレクション

「コレクション」という用語は、行政ユニットの活動のイメージを与えることのないシリーズを構成するために集約された文書の集合を説明するために使用される。言うならばコレクションは、本来の文脈から乖離した文書もしくは記事の集合である。

国際連盟アーカイブの場合、やや柔軟なこの概念がアーカイブに保存されている文書および個別に保存されているが事実上アーカイブに属する他の文書（以下の括弧内に記されているコレクションがそれに該当する）の両方に適用される。

協定、批准及びその他の外交文書のコレクション

「文書登録日誌」コレクション（登録済み往復書簡の日誌）

「かさばった封入物」コレクション（いくつかの文書登録課ファイルの大量の付録）単純な記載によるもののみであるならば、このコレクションは通常、文書登録課の対応ファイルの中へと参照されるが、この類の付録を探索する際は「単純な記載」以上のものが存在する可能性があることに留意する必要がある。

(国際連盟の刊行物および「文書 (documents)」のコレクション：付録 II を参照)

(アーカイブから得られた多数の文書が構成する「国際連盟博物館」として知られる歴史コレクション。展示された文書に対応するファイルを識別できる場合ならば、常に *Répertoire général* の中の歴史コレクションを参照すること。)

## 5. 私文書

「私文書」という用語（いずれにしても仏語では「*Fonds privés*」）は、不正確ではあるが便利な用語である。本書では、この用語を「私的所有権を前提とするアーカイブや文書」、登録された所有元の法的問題が絡む文書という意味で用いることにする。「私文書」は、国際連盟アーカイブに含まれる文書であるが、それはある特殊な方法（寄贈、再編成、遺贈など）でアーカイブに組み込まれたもしくは返還された文書である。

以下により注目すべきいくつかの私文書を示した。

The Drummond papers (初代国際連盟事務総長)、2 ファイル、1920-1933；

The Avenol papers (事務局次長、後に事務総長)、1 箱、1921-1956；

The Mantoux papers (元政治部門部長)、2 箱、1919-1925；

The Tyler papers (ハンガリー金融委員会代表)、7 ファイル、1931-1939；

The Loveday papers (経済金融部門プリンストン代表団のメンバー、後に同部門部長)、29 箱、1921-1949；

The Van Asbeck file (オランダ常設委任統治委員会のメンバー)、1925-1938；

The International Federation of League of Nations Societies、36 箱、1921-1939；

The archives of the International Association of Journalists accredited to League of Nations、12 箱、1921-1939；

The Garcia-Palacios file (情報部門のメンバー)、1940；

The Pelt papers (メンバー、情報部門の後のディレクター)、2 箱、1928-1938 (-46)；

The Mayer (情報・通信諮問委員会の小会メンバー、鉄道問題関連裁判における仲裁人)、3 箱、1926-1938；

The Hill file (経済財政部門のメンバー、ブルース委員会秘書官)、1939。

## 6. 参照番号システム

これまで、文書登録課ファイルが構築されていた際、1919～1927年の間に参照番号がどのように付与されていたのか見てきた（例えば10/2085/2032）。また、文書登録課における1928年の改編は、10/2085/2032という同じ参照番号を1928～1932年と1933～1946年に使用してしまう可能性を生じさせたということについても見てきた。そのため、十分冗長な参照番号は、曖昧性を避けるために次のように拡張された。19 - 27 : 10/2085/2032 ; 28 - 32 : 10/2085/2032 ; 33 - 46 : 10/2085/2032。これは実にやっかいである。さらに、国際連盟事務局の部門ファイル及び外局出所のアーカイブグループのファイルだけが、部門ファイルの各カテゴリもしくは各々の「外局出所」グループの箱に1から∞までのシリアル番号を与えられた。まとめると、参照番号R1～Rnが1919～1946文書登録課の箱に、S1～Snの番号が部門ファイルの箱に、C1～Cnが外局出所のアーカイブグループの箱に付与された。同じ様に、Pという文字が私文書に使用され、COLはコレクションの略称であった。カード索引および文書登録課の登録簿にはAという文字が使用された。

これらは、実用的な手法である。リストには、2種類の参照番号の両方が使われている。利用者が各々のカテゴリの参照番号を利用するには、本書の第III章、第3節を参照されたい。



## III. アーカイブズの利用

### 1. 閲覧規則

国際連盟アーカイブの一般閲覧は、1969年12月26日に国際連合事務総長によって承認された次の規則に則る。

- |            |  |
|------------|--|
| 一般閲覧条件     | 1. 国際連盟アーカイブは、第3条以下に定義された資料カテゴリを除いて、40年以上経過したと思われるファイルのなかで、日付順で並べられたものから閲覧することができる。*   |
| 閲覧制限       | 2. 国際連合ジュネーブ事務所の事務局長は、第1条に明示されているように、もっとも最近の資料に関心を持つ利用者のために、合法的な証明が提示された場合は、規則によって例外を認めることができる。しかし事務局長は、機密または機密性の高い特定の文書への閲覧を希望する申請者に対して拒否することも可能である。申請者は著作発行前に、著作に対して責任を持つという証明を事務局長宛に提出することが求められる。 |
| 一般閲覧不可の継続： | 3. 以下のアイテムについては60年間非公開とする。   |
| 国家文書       | (a) 国際連盟時代に行われた各国の国際連盟の役員や委員らの非公式的な国家的組織の内部文書を含まれているファイルについては、研究者から日付等の質問があったとしても公開しない。  |
| 個人情報を脅かす文書 | (b) 内容が公開されると、名誉を毀損する可能性があったり、個人情報や個人の安全を危険にさらすような影響を及ぼす文書を含めるファイル。  |
| 個人ファイル     | (c) 国際連盟の役員や職員（代理人）の個人文書   |

---

\*1988年からは適用されない。

複製物と著作物	4. 閲覧する文書の複写と複製、著作物は、以下の原則に従うこととする。
著作権	a) 利用者は、閲覧する資料の中で個人の著作物があった場合、国際連盟はいかなる場合でもその制約の範疇であることに注意しなければならない。
アーカイブグループ全般	<p>b) 大規模なファイル（アーカイブグループ全体やその中の大規模シリーズ）の複製や再版は認めない。</p> <p>c) 国際連合は、支払いの有無に関わらず複製作業を行う義務は一切無い。</p> <p>5. 国際連合ジュネーブ事務所の事務局長は個別に保存されたファイルについて判断し、第2条で設けられた提供例外規則によって、本決定を履行する責任がある。国際連合ジュネーブ事務所の事務局長は本規則の運用について、毎年国連の事務総長に報告しなければならない。また、第2条で定義された重要な例外があった場合、個別の事例について報告しなければならない。</p>

文書の探索法および、第2条で定められた例外の適用に従う手続きに関するアドバイスは、その場で与えられる。

## 2. 検索手段

### *Répertoire général*

*Répertoire général* は、利用者が利用できる主な手段であり、また本ガイドはその導入としての役割を果たしている。*Répertoire général* の参照は、アーカイブ群のイメージを早急に与え、また実践事例にしたがって、アーカイブグループの概要から個々の項目まで、全体から詳細までのアプローチ手順を選ぶことを可能にする。

事務局アーカイブグループのために、*Répertoire général* は、国際連盟文書登録課ファイル（3つのシリーズ 19-27、28-32、33-46）、および部門ファイル；これらのリストは、アーカイブ作成部局によって編成され、言い換えれば、国際連盟事務局の部門か部局によってである。これは、単に「紙の上」だけでの分類で、即ち、国際連盟事務局の様々なユニットから生じるファイルのセットを、可能な限り最善の方法で再編成するために設計された表現装置である（それは単純であったが、最初に示したように、あまり有効ではなく、事務局アーカイブ資料群の一部であり、国際連盟文書登録課、続いて部門ファイルが抜け落ちた）。しかしながら、そのようなアプローチは、ある制約と欠点を抱えている：他のものではなく、国際連盟事務局の部門の特定のリストによって与えられたタイトルを基に、グループ化することで、全ての部門の資料が含まれており、また部門が他には何も作成しなかったという印象を与える。これは特に 1919 年から 1927 年の間で不適当であり、し

かし、この思い違いは、導入注記で訂正され、それは各章の冒頭で見つけられ、他の主要な分野を示しており、研究に向けられるべきである。国際連盟文書課ファイルについて記述する際に、考慮される単位は、初期の「ドシエ」であり、後の「シリーズ」である。定められた項目は次のとおりである：最初と最後の日付（期間 1919 年-1927 年の公開日）；「ドシエ」またはシリーズの参照番号（即ち、国際連盟文書登録課部門の番号の後のファイル上に現れる 2 つの数字の 2 番目）；タイトル（シリーズが実際に分析可能なことは滅多にない）；サブドシエ番号（（複数の）文書、ファイル）；箱番号。観察下で、種々雑多な情報は、サブドシエの欠落した事項も含めて与えられている。1928 年以降、各シリーズ、分類登録簿内のページは、ファイルのリストを検索することが可能となり、閉じられた日付が示されている（登録簿の記述を参照）。シリーズに与えられた順序は、可能な限り同じリストにされ、物理的な配列の正確な場所はダッシュによって示されている。

部門ファイルは、最初と最後の日付つきで箱単位で記録される。各箱には、個人のファイル（中身が均質ではない場合）、再度、日付の記述がある。国際連盟事務局部門に対応する各箱については、独立したリストがある。

他のアーカイブグループは、部門ファイルと同じ方法で記載されている。

## 分類登録簿

1919 年 1927 年にかけて、国際連盟文書登録課は多様かつまとまった量のある「文書 (documents)」の詳細な記録の結果として「部門登録簿 (section registers)」を保持しており、それは通常、部門ごとに一つ作成された。もしこれらの資料群がファイルフォルダ単位で構成されたものであれば、登録簿は最高の目録となつたであろうが、それは「文書 (documents)」の順番に沿ったものであり、それは必要であるファイルの再構築、1 頁ずつの検索そして「前」「後」の頁の指示を頼るためのものである。しかしながら、いくつかの登録簿を参照することは、特定の部門の業務形態についてのより詳細な知識を得ることが求められる場合において有益なものとなるだろう。シリーズ 1925-1926 について、分類登録簿はルーズリーフ式の本で登場した。一時的な形態であったこれらのリストは、1928~1932 年と 1933~1946 年にかけて使われた同様の名前の登録簿と混同してはならない。シリーズ 1919-1927 は、調査目的ではほとんど使い物にならない。それらは、実際には網羅的でないのに網羅的であるように見えるため、危険である。対照的に、1928~1946 年にかけて作成された分類登録簿は、国際連盟文書登録課ファイルを把握するために用いる、*Répertoire général* を不自然でない形で補足するものである。ここからは、上述の内容について説明する。

まず、1928~1932 年にかけて、17 巻で構成され、原本はルーズリーフ式であるが後にまとめられたものがある。各巻は、資料の量によって、国際連盟文書登録課のもとにある下位記号、国際連盟内の全記号もしくはいくつかの記号に該当する記録を網羅するものと考えられる。記号と一致しているページの各グループは、通常、「部門リスト」というタイトルのクリーム色のシートの後ろにある。そしてそれはいろいろな下位記号を列挙している。これらの下位記号（または「区分」）はそれぞれ「リストの概要」と呼ばれる緑色のシートの後ろにある。そしてそれは、作成したさまざまな「リスト」のタイトルを与える。これらのリストは、白いシートにより、1 から n まで数えられる。それが主題を細分するのに必要であると思われなかった場合、それ

らは緑色シートの後に続くが、反対の場合には、最初に青いシート（「サブリストの概要」）がある。これはリストでなくサブリストを提供する白いシートの後に続く。最後に、主題が複雑であり細分化の必要がある場合は、サブリストはピンクシート（「シリーズの概要」）上で与えられ、各々ファイルのリストから成る白いシートが、これらの後に続く。しかし、ピンクシートの後のページだけがファイルの要約であると思ってはならない。反対に、どんなにセクションの細分が下位であろうとも、ほぼすべての白いページは、同一のシリーズにだけ属するファイルのリストである。<sup>\*11</sup> リスト、サブリスト等は、レファレンス記号システムから独立した半経験的、半体系的な内部分類を反映している階層的なシステムに沿って番号を振られており、それは1,2,3, などという順序であり、1は1/1,1/2,1/3などに分けられるかもしれない。さらに1/1は1/1/1,1/1/2,1/1/3などに分けられるかもしれない。<sup>\*12</sup>

シリーズ 1933-1946 年の新しい登録簿（合計 21 冊）は、前述のシリーズと同じ手順によって展開され、保存された。なお、これらの登録簿は、分類計画が変更された範囲に限って、前述の規則とは異なる構造をもっている。

### *Répertoire général* は分類登録簿とどのように関連づけられているのか

分類登録簿は、ここまで述べた規則とその例外のために、連番の箱の中に、連番のシリーズが保存されているものが存在する一方で、その中身は作成順に続いているものではなかった。登録簿が、巻数の順序に対して中身の順序が外れていなければ、すべてが *Répertoire général* を補足するために機能しただろうし、分類登録簿のこの奇抜な発想は、最初は利用者を当惑させるかもしれない。しかしこれらの仕組みは、セクションとレジストリの分類の 2 つのシステムを運用するために必要な妥協の結果であった。

## 索引

### 第 1 期

その他の主要な業務ツールとして、**名称索引 (Name Index)**、**主題索引 (Subject Index)** がある。

*Répertoire général* とは異なり、索引は文書課によって日進月歩で構築されるツールである。しかし、索引そのものがファイル（分類体系）を構成しているようにも見えることから、以下の二つに注意する必要がある。

- (1) 索引は、国際連盟アーカイブグループの文書登録課ファイルのみがその範疇であり、他のアーカイブグループは対象にしていない。
- (2) 索引は、管理を目的として考案されたものであり、歴史研究を目的にしているわけではないので、

<sup>\*11</sup> 各グループの最初のリストの例外あるいは異なるシリーズを与える「様々な」リストを持つ（一般に「X」あるいは「ケース・シリーズ」であり、それは一時的問題、あるいは発展しなかった有限の主題に対処するため、単一のファイルからシリーズが作られたということである）

<sup>\*12</sup> 分類レジスターおよびファイルのジャケットの両方のリスト上で、前の年代のシリーズの中にある、対照的なシリーズへの相互参照がある。

利用するには注意が必要である。

最初に、索引が設計された経緯と 1919 年から 1927 年の間に開発された経緯について考察していくが、そのためには名称索引と主題索引を明確に区別しておく必要があるだろう。

**名称索引**は、通信者のアルファベット順のカード索引である。全ての通信者に対して、文書課はファイルを構成する基本単位である「文書」の請求記号と共に、通信者の名前、役職、職業などを名称索引に加えるのである。但し、例外もあるので注意する必要がある。例えば、文書番号の横に X という印が付けられている文書については、詳細な情報は与えられない。通信者の他に、名称索引には署名付きの書簡、通達、提案書などへの参照に加え国際公務員の名前が含まれている。

名称索引が指し示すアイテムは非常に幅広い。そのため、非常に有用なツールではあるが、限界もある。問題の原因は、見出し語の言語表現法にある。例えば、同一人物であるにもかかわらず、相互参照が示されないまま、Smith（名前）、大使、代表（ステータス）のように記されている場合がある。さらに、言語のゆれも原因の一つである。協会の名称などは、翻訳されるか否かが定められておらず、分類部門も翻訳に関する規則を定めていない。（例えば、“Asociacion Argentina”は、仏語の名称“Association Argentine”として分類される）。こうした小さな欠陥に加えて、システムに深刻な問題を引き起こすものもある。カード索引は、ディテールが豊富であるにも関わらず、アーカイブに記されている個人が実行した「行為」についての参照が乏しい。さらに、特定の個人に向けて送付された通達や提案書に対して、名称をまとめた通信カードを作成すべきであるが、そのようなものは作成されていない。名称索引には、法人、個人の名称に関する記録が含まれていないため、このことが問題をさらに深刻にしている。もう一つ問題を挙げると、ある人が作成した文書が、作成者以外の人によって署名、送付された場合、作成者の名称に基づいて参照がつけられるとは限らない。

**主題索引**は、その名の通り主題による文書検索を実現するために、1919 年から 1927 年の間に改良されたものである。主題索引の役割は、分類部門とは別に、基本主題をグループ化し階層構造を与えることであった。経験に基づいた系統的且つ分析的な方法を用いて作成された主題区分が、参照に組み込まれた。アルファベット順に並んだ基本区分の下に、これもまたアルファベット順になっている下位区分が与えられた。言い換えれば、独立した「小さな主題」（しかしそのいくつかの観点の時折確認される）と下位区分へと分割した「基本主題」の両方を網羅するために、アルファベット順の索引は構築された。ダブルカード、相互参照を利用しても、システムの欠陥を補いきれるわけではない。標目を利用しやすくするための要約リストが提供されていないので、まずどこを探せばいいのかはわからない。また、「参照の不在＝文書の不在」を意味するのも判断できないので、効果的に文書を検索できるかどうか不明である。さらに、カード索引は文書登録課が利用するために作成されたものなので、そこで使われている記号などは非実用的な文字や記号が使われている。さらに、主題索引はなんらかの「行為」をカテゴリ化したものではなく、文書の主題をカテゴリ化したものである。とはいえ、カード索引の限界に対して憤慨することもないだろう。この類のシステムは、すべてが妥協の産物なのだ。そして、規則が改訂された 1928 年以降、欠点を犠牲にしつつも、何らかの長所を得たこともまた事実であるのだから。

## 第 2 期 (1928 - 1932)

1928～1932 年の 4 年間、**名称索引**は、その前の時期のものを当該期間に関して延長したものであったが、他方、**主題索引**の方はサイズが相当縮小された。細かいことは省くが、このことについては説明が必要であろう。

**名称索引**の具体的な編纂には、1919 - 1927 年間に行われた方法（通信者のカード索引において、法人はその所在地名、代表名に基づいてまとめられていた）と同じ方法が用いられた。来信の大半は、当時もなお、その日付とともにまわされてきていた。

**主題索引**の編纂において、当時基本原則は変えないが個別の文書をより頻繁に省略し、（日付を与えずに）これらの文書に関するファイルを主題カード上に記すことが効果的だと考えられていた。必然的に、名称索引は「こういう手紙はどこにあるのか？」という質問に答えるために使われるようになった。（ついでに、ここにあるあれとあれと一緒にどんな手紙があったのかしら？というときにも用いられた。）主題索引は「こういう主題で見るとどんなファイルがあるのか？」という質問に答える以外のあらゆる目的に資するものとしては役に立たないに違いなかった。

**主題索引**の稲妻のおかげで、取扱は楽になったものの、基本的な編成には注意が払われなかった。1928 - 1932 年間には、この索引は同じように分析的技術的システムを基盤に 1928 - 1932 年間継続された。そのためリストシステムが、導入した技術的分類システムと重複することもしばしばであった。この主題索引について言えば、文書登録課の改組の総決算が分かるまでには、1933 - 1946 年の時期を待たねばならなかった。

## 第 3 期 (1933 - 1946)

1933 - 1946 時期の**名称索引**は、先行の（二つの）名称索引を素直に引き継いだものである。他方、この時期の**主題索引**はその分量を大幅に縮小し、特殊な性格を帯びている。今でこそよくわかる分類登録システムにより、大分類、中分類のもとでファイルはきちんと配列され、カード索引に技術的な構造（つまり、本主題、挿入カード、副標題など）を付与する必要性はもはや認められなくなった。その結果、この索引には意図的に、分析的な性格が与えられることとなった。更に言うなら、「みよ参照」の注記はファイルレベルからシリーズレベルに対して付与されることがしばしば見受けられるようになり、より単純化の様相を呈していた。もう一方で、幾つかの新たな一般的分類が設けられた。（下位分類、詳細化、ファイルによってはそれぞれのドキュメントそのものにいたるものもあった。これら (legal opinion などはこの事例にあたる) は以前には様々な分類登録簿の中に分散していたものであった。

## 様々な検索手段に対する各々の使い方

利用者はここまで述べてきた主な検索手段を知って、躊躇いながらも、一つの探索手段の後にもう一つの手段を活用する、もしくは、自身の探索業務に適したただ一つの手段を選択するだろう。以下は、この点について若干の重要な点と提案である。

とても範囲の狭い主題を扱う場合、もしくは国際連盟と全く明確な関係がない場合でない限り、探索を索引から始めることは無駄である。しかし、調査したい主題が国際連盟事務局のどの部門で扱ってなければならなかった主題なのか明確でない場合は、本ガイドの付録を用いて事務局の記号または当該部門の記号を特定してから、国際連盟文書登録課の管理下において、分類記号が該当する部門はどれかを確認するために、索引の一部で予備調査をすることは有用である。しかし、*Répertoire général* で始める本調査は、全てのアーカイブグループを対象とする調査において、一般的な主題から特定の主題を探究し、主題の文脈をもとに記録を辿ってゆくことができる。

1928年以後、1919～1927年にかけてのみ偶発的に使用されていた「分類登録簿」は、国際連盟事務局アーカイブグループの国際連盟文書登録課ファイルの実践的な調査において重要な役割を果たし始める。しかしほとんどの場合においては、まだ *Répertoire général* から始めるべきである。*Répertoire général* は、事務局の部門ごとに、国際連盟文書登録課と部門ファイル（外局出所のアーカイブ資料群に言及しない）の両方のリストを与えるので、入手可能な文書の迅速に、かつ包括的な体系を得るための唯一の手段を構成する。国際連盟文書登録課ファイルの場合には、ファイルのシリーズの作成日がはっきりとわかっているならば、*Répertoire général* 以外何も使わずに、全体のシリーズを調べることができる。しかしながら、シリーズのタイトルがあまりに一般的である場合、あるいはシリーズの作成が締め切られた日が、記録への自由な利用が締め切られた日より遅い場合は、申込書を提出する前に分類登録簿（興味深く、利用可能な範囲で出来ているものを選択することができる）を調べる必要がある。1928年以後、分類記号がファイルレベルとシリーズレベルについてだけ付与されたので、主題索引において、一方ではある主題が意味する内容の範囲が単一化され、他方ではその範囲が拡張された。文書が収納されたファイルを特定していなければ、特定の文書を見つけるために、ここまでの調査方法を用いることはもはや無駄である—もし必要なものが入っているファイルを推測できないならば—しかし、膨大な量のカードを扱いくまなく探索を行う調査の手間は無くなったため、第二期以降の主題による調査は1919～1927年間のような躊躇からは解放されるだろう。いずれにせよ、国際連盟文書登録課ファイルだけを参照した索引を、調査の第一段階で用いることは、原則として避けなければならない、ということをお忘れではない。

### 3. 引用と検索項目

これまで見てきたように（第II章第6節）、国際連盟のアーカイブは、異なるシステムに従って、参照番号が付与されていた。そのうちのひとつが、国際連盟文書登録課で、それは厳密だったが、高度で複雑であり、そして、多様で、恣意的で、時々抜けがあり、また作業を単純化するために、追加の検索項目（R,C,S,P,COL,A）

を導入する必要があることも確認された。

それにも関わらず、同時に複数のシステムに直面した利用者は、自身の原稿に参照を書き留めたり、刊行物で引用するときに、困惑するかもしれない。利用者は適切だと考え、自由に表現できるが、利用者は、次の提案を役立つと感じるかもしれない。参照は、必要不可欠ではあるが、魔法の効力は持っておらず、またそれ自体が刊行物へいかなる内容を与えることもないという事実に基づいている。引用と参照の目的は2つある。引用文またはステートメントのチェックを可能とし、詳細な研究が、使用された文書に基づいて行われることを可能とする。引用と参照の1つ目の作用としては、一般的に潜在的な段階のまま、2つ目は、どんな場合でも、念入りな作業を必要とするので、参照のために、詳細で正確である必要はない。この文脈においては、また簡潔さと単純さは、印刷ミスや転写ミスに対する保護手段である。

国際連盟文書課ファイルの場合、しがたって通常、箱の通し番号に満足しているかもしれない。それは常にリスト上、参照番号の各列の先頭が、R で始まって表示されて提供される。もちろん、国際連盟文書登録課の参照番号 10B/2505/301 は有効である； しかしながら、箱を参照することによって、(後の調査を手助けするために) 可能な限り、年代記号 (19-27,28-32 or 33-46) を付与する必要がある。

部門ファイル、委員会ファイル等については、通常、箱の参照番号 (S124,C709,etc) を引用すべきである。番号がそれらを形成するファイルに付与される時、箱の順序番号を追加するのは難しくない (例、S124/2, C709/12, etc)。しかし、部門内またはアーカイブ資料群内の箱の順序を示す番号を使用しないように注意する必要がある、前者は多かれ少なかれ明示されていて、部門のカテゴリ内のいくつかのファイルの表紙に表示されており、多くの場合、失われた旧式の分類システムに対応している。

要約すると、読者は、シンプルで素晴らしい参照 (検索項目) である R509、S208 等の参照番号を使用するのが良い。もし、より具体的にしたいのならば、読者は上記の様々な細かいルールに注意しなければならないか、もしくは、使用できない参照 (検索項目) を与えてしまうだろう。



# 付 録

## 付録 I.

### レジストリ（文書登録課）と事務局各部署間の用語索引

以下の表は、事務局アーカイブグループの記述の中で、レジストリと他の課の間に、何を意味しているのかを教えてくれる。言い換えれば、これは他のレジストリ部門（と、それらの数的な規則）のために、事務局の部署や管理部門などがお互いに対応することを示す。この編成（配列）があつて、レジストリ部門に与えられたファイルのリストと *Répertoire général* の章で見たりストを理解することができる。（たとえば、19-27 の部門 14 は通信運送部門の下にある）。

文書登録課の部門	事務局の部門（または部署）
	1919-1927
1 .....	Mandates 委任統治
2 .....	Administrative Commissions and Minorities 管理委員会とマイノリティ
3, 3A .....	Administrative Commissions and Minorities 管理委員会とマイノリティ
4 .....	Administrative Commissions and Minorities 管理委員会とマイノリティ
8 .....	Disarmament 軍縮
9 .....	Disarmament 軍縮
10, 10A, 10B, 10C .....	Economic and Financial 経済と財政
11, 11A .....	Political 政治
12, 12A, 12B .....	Health and Social Questions 保健と社会問題
13, 13A, 13B, 13C .....	International Bureaux and Intellectual Co-operation 国際事務所と知的協力
14, 14A .....	Transit 運送
15 .....	Legal 法律
16 .....	Legal 法律
17 .....	Legal 法律
18 .....	Library 図書館
19 .....	Legal 法律
21 .....	Legal 法律
22 .....	Information 情報
23 .....	Health and Social Questions 保健と社会問題

文書登録課の部門

事務局の部門（または部署）

25.....	(Several Units)	いくつかの部署	
26.....	(Several Units)	いくつかの部署	
27.....	(Several Units)	いくつかの部署	
28.....	Political	政治	
29.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
30.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
31.....	Financial Administration	財政管理	
32.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
33.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
34.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
35.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
37.....	Publications and Documents	出版物と文書	
38.....	Personnel and Internal Administration Services	人事と内部管理業務	
39.....	(Several Units)	いくつかの部署	
40, 40A, 40B.....	(Several Units)	いくつかの部署	
41.....	Administrative Commissions and Minorities	管理委員会とマイノリティ	
42.....	Refugees(cf. Mixed Group)	難民（混合グループ）	
43.....	Publications and Documents	出版物と文書	
44.....	International Bureaux and Intellectual Co-operation	国際事務所と知的協力	
45.....	Refugees(Mixed Group)	難民混合グループ	
46.....	Administrative Commissions and Minorities	管理委員会とマイノリティ	
47.....	Refugees(Mixed Group)	難民混合グループ	
48.....	Refugees(Mixed Group)	難民混合グループ	
49.....	Publications and Documents	出版物と文書	
50.....	Economic and Financial	経済と財政	
			1928-1932
			1933-1946
1A, 1B(and 1by itself since 1933) .....	Political	政治	
2A, 2B, 2C.....	Administrative Commissions and Minorities	管理委員会とマイノリティ	
3, 3A, 3C, 3D, 3E.....	Legal	法律	

文書登録課の部門

事務局の部門（または部署）

4.....	Administrative Commissions and Minorities 管理委員会とマイノリティ
5A, 5B, 5C.....	International Bureaux and Intellectual Co-operation 国際事務所と知的協力
6A, 6B.....	Mandates 委任統治
7A, 7B.....	Disarmament 軍縮
8A, 8B, 8C, 8D, 8E, 8F (8G through 1932) .....	Health and Social Questions 保健と社会問題
9A, 9B, 9C, 9D, 9E, 9F, 9G...	Transit 運送
10A, 10B, 10C, 10D (10E through 1932) .....	Economic and Financial 経済と財政
11A, 11B, 11C (and 11D since 1933).....	Health and Social Questions 保健と社会問題
12, 12A(and 12B since 1933) 1933 年以來の 12B.....	Opium 麻薬
13.....	Information 情報
14.....	(Several Units) いくつかの部署
15.....	(Several Units) いくつかの部署
16.....	Library 図書館
17.....	Financial Administration 財政管理
18A, 18B.....	Personnel and Internal Administration Services 人事と内部管理業務
19.....	Publication and Republication of Documents 出版物と文書の複製
20A, 20B, 20C.....	Refugees Section and International Bureaux(cf. Mixed Group) 難民部門と国際事務局
50.....	(Several Units) いくつかの部署

## 付録 II.

### 国際連盟の刊行物と“documents (文書)”のコレクション

正規のアーカイブを利用することに加えて、国際連盟に興味を持つ利用者は、その組織によって作成された様々な「文書 (documents)」<sup>a</sup>や刊行物を使う機会があるかもしれない。利用者はそれらを用いて調査を始められることを勧められさえもするのである。したがって—正規のアーカイブと比べて、多かれ少なかれ不十分な情報源であっても—ジュネーブで保存された、国際連盟の刊行物および文書のコレクションに関するいくつかの情報を提供し、それらで構成される情報の用途を、アーカイブのそれと比較することが望ましい。

#### I. “documents (文書)”、出版物とは？

様々な理由（契約に基づいた義務、総会、理事会や委員会の働き、文書の構成、政府や一般大衆への情報の普及など）によって、国際連盟事務局はカーボンコピーから従来の活版印刷に至るまで様々なプロセスによって多くのコピーでテキストを作成しなければならなかった。これらのアイテムから続けて、異なる原則に基づいて整理、確立された、事実上体系的なコレクションは、様々な図書館により形成された。これらのコレクションの最も重要なものの一つが、Woodrow Wilson Library である。（現在では、ニューヨークの国際連合図書館と合併し、Dag Hammarskjold Library として知られている。）しかしながら、最大のコレクションは、国際連合ジュネーブ事務所で見られる。<sup>b</sup>

第一のポイントは、多様で大量の資料からたどり着くことの難しさである。その理由は、初期の秩序の欠如ではなく、むしろ、出版物やの作成に至る同期の多様性や、経験による版や印刷の決定の慎重な方針、そして最後にコレクションの段階的な形成である。（国際連盟解散とともに終わらなかった過程）

それは、ここで“文書”と出版物<sup>c</sup>の作成の複雑なシステムを徹底的に調べることや、ジュネーブのコレクションの網羅的な説明を与えることを目的としない。下記のものについてだけ後述する。

主題に関する重要な文献目録

ジュネーブの国連事務所で見られる特別な検索手段の説明

---

<sup>a</sup> 「文書 (document)」ということばは、ここでは特別な意味で用いられる。（限定されたもしくはされていない）配布、報告、問い合わせのためにいくつかのコピーが生産された文書に関することである。これらの「文書 (document)」は、それゆえに一般的な意味をもつ文書（アーカイブのアイテム）や、レジストリの初期の活動においてまとめられた「文書 (document)」と呼ばれる下位の書類と混同してはならない。このような専門用語の混同に直面し、無力感を感じるだろう。この付録においては、我々がその意味に注意する「文書 (document)」ということばは、常に疑問をもちながら接することになるだろう。それ以外にあいまいさを避ける道はない。

<sup>b</sup> 但し、全体を網羅しているとは言いきれない。例えば、プリンストンで発行された「文書 (documents)」シリーズは消失していることに留意してほしい。

<sup>c</sup> 複雑な番号システムについては、以下に記した Ghebali (Victor Yves and Catherine) の著書の中で紹介されている。

これらのコレクションとアーカイブズの相対的な有用性についてのいくつかのコメント

## II. 参考文献

現時点で、情報が利用者にとって興味のあるものかを決定するために、国際連盟の刊行物および「文書 (documents)」の理解をたすける 6 冊の重要な刊行物がある。これらについて、簡潔に解説する。

(1) Ghebail, Victor Yves and Catherine. *A Répertoire of league of Nations Serial Documents, 1919-1947—Répertoire des series de documents de la Societe des Nations, 1919-1947*, vols. I-II. Carnegie Endowment for International Peace—Dotation Carnegie pour la paix international; Dobbs Ferry, Oceana Publications, Inc., 1973.

本書は、この種の文献の中で最も完成度の高いものである。これは、そのシリーズ自身を除いて、すべての種類の「文書 (documents)」に「付加された記号」特に、シリーズ C (会議の参加国へ提出された「文書 (documents)」) のような、多方面にわたるシリーズへの所属の実態を収録している。しかしながら、「国際連盟システム」によって作られた「文書 (documents)」のすべてのシリーズに関する完璧なリストではなく、この資料は、国際労働機関、常設国際司法裁判所、知識人による国際協力学会、ダンチヒ高等弁務官等によって作成されたものを除いて、連盟事務局の「文書 (documents)」だけを網羅したものである。

シリーズ (結果的には書誌やその他の記号も) の順序は、活動の性質によってそれぞれが組み合わせられた様々な評議会、委員会といった、「文書 (documents)」を作成した組織順となっている。そのようなシステムにおいて存在する、避けられない主観性は、テキストの相互参照、そして、インデックスによって解消され、その一つは「文書 (documents)」の記号のアルファベット順リストである。連盟と複数の貴重な書誌によって使用された記号による、異なるシステムの一連の分析がこの二言語併用の目録の素晴らしい有用性を加える。

(2) Reno, Edward A. Jr. *League of Nations Documents 1919-1946. A Descriptive Guide and Key to the Microfilm Collection*, vols. I-III, New Haven, Research Publications, inc., 1973-1975.

タイトルが示すとおり、本書は国際連盟「文書 (documents)」の一部であるマイクロフィルム版のガイドである。フィルムはいくつかの重要な印刷された連盟の刊行物のシリーズだけでなく、当時は販売を目的としないで謄写印刷された「文書 (documents)」の幾つかのシリーズを含む。委任問題に関する記録は、連盟が扱ったその他の主題よりも完璧に網羅しており、本ガイドはマイクロフィルム版のものを含む、謄写印刷された「文書 (documents)」それぞれの分析である。<sup>d</sup>

Ghebalis と Reno の資料は、お互いに補完しあっている。(1) は特によく知られている「文書 (documents)」(そしてとても有用な書誌を含む) を並べており、(2) は「文書化 (documentation)」の部分により詳細に扱っている。

---

<sup>d</sup> 「局長級会談の議事録」は除く

(3) League of Nations. Catalogue of Publications 1920-1934. Geneva, League of Nations, Publication Service, 1935. Supplements: 1935-1936, 1937; 1937, 1938; 1938, 1939; 1939, 1940; 1940-1945, 1945; 1946(roneoed), 1947.

これは発行者の一覧である。つまり、発行者の整理システムにおける、「販促番号」と知られている記号、そしてそれらの分類システム（ローマ字と番号のない「一般的な」部門で構成される）の一覧である。ただし発行が別の扱いとなっている、つまりは情報部と公式ジャーナル（一覧の先頭に並べられている）、図書館の発行物（一覧の末尾に並べられている）のケースを除いている。それぞれの部門の中の整理は秩序立っており、部門の下位区分は特定の組織体や主題区分と一致している。公式の番号、場合によっては委員会の分類記号は、販促番号の横に付与されており、それらは記号が組織された最初の日（1926年）から存在するものであり、また常にカタログの内容を示している。それは販売目的の「文書 (documents)」の情報のみがこの資料の中に収録されている理由である。最初の版のはじめにおいて、簡潔な序文と要約が置かれており、それぞれの分冊は実際の書名に基づいた目次によって網羅されている。

(4) Carroll, Marie J., Key to League of Nations Documents placed on public sale, Boston, World Peace Foundation, 1930. Supplements: 1930, 1931; 1931, 1932-33, 1934; 1934-1936, 1938 (the latter published in New York by Columbia University)

マリー・キャロルによるこの本の初版は、公式カタログよりも遙か前に世の中に出版されている。この本は、期間は短いけれども、完全なものである。実質的にすべての有用な情報は、カタログによって提供される。また、マリー・キャロルの本は、その他にも沢山の情報を提供している。例えば、表は、機関、委員会、専門委員会など「ドキュメント (s)」を表している。それらが複製、号外、およびオフィシャル・ジャーナル（あるいは他のシリーズ）の問題について言及している。「ドキュメント (s)」は、販売番号順にリスト化されている。そして、各セクションの番号の順番に並んでいるが、出版者目録では、番号順で厳密に並んでいない。最後に、委員会の検索項目（レファレンス）のために、マリー・キャロルはシンボルのリストを加えた。しかし、これは網羅的なものではないが、使いやすい。本書の分冊には、シンボルのリストの付録を付いている。したがって、公式な番号、販売番号や委員会の記号が基本になっているとは言うものの、この本は役に立つ。その一方で、これは主題検索には役立たない（タイトルを経由して）。最終版だけ標題の索引がある。<sup>e</sup>

(5) Aufricht, Hans. Guide to the League of Nations publications. New York, Columbia University Press, 1951.

本書は出版物や国際連盟のドキュメント (s) に基づく調査を促進することを目的としたハンドブックである。この本の中心は目録である。マリー・キャロルは広範囲で、Braycha-Vauthier が最も少なく、Aufricht Hans はその中間である。これは組織的で、主要な主題に関連した計画に基づいて、レファレンスシステムの

---

<sup>e</sup> マリー・キャロルは "League of Nations Documents and Publications Comparable with or Continued in United Nations Publications" という論文を発表している。これは国際連合のものに、国際連盟出版物を関連付けるのに特に役に立つ。

どの指示にも従わなかった。しかし、主要な検索項目（レファレンス）は各々の「ドキュメント」で提供され、また、印刷機によって各々を区別した。それは売り物になる「ドキュメント (s)」だけではないものを含んでいた。それは決して「ドキュメント (s)」の全てに基づいた選択ではないが、前述したいくつかの書籍よりも広範囲から資料を選んでいる。ざっくり言えば、加盟国に配布された「ドキュメント (s)」の中からだけの選択である。目録になっているところは、教育的な意図があったことは明らかであるとみてとれる。導入や注から、この意図は、サブタイトルから記述する教訓的な目的、有用な紹介、メモなどから明らかである。本の始まりと終わり、そして一般的な章の中で、副題を正当化した。（「連盟の仕事の書誌調査」）；それは、事実と組織上の判断、連盟の活動、基本的なテキスト、出版物や「ドキュメント (s)」に関する特定のコメントなどの広範囲の寄せ集めを含んでいる。

(6) Breycha-Vauthier, A.C. De. Sources of Information- A Hand book on the Publications of the League of Nations. London, George Allen, and New York, Columbia University Press, 1939. [This English edition is the latest and most complete. It was preceded by a German edition (Berlin, Heymann, 1934), a Czech edition (Prague, Orbis, 1936), an abridged Russian edition (Moscow, 1937, in the Sovietskaja Bibliographia) and a French edition (Paris, Pedone, 1937)]

国際連盟図書館元副館長によって記された本書は、このテーマについて網羅的に扱っておらず、また著者自身も網羅的に扱うとは述べていない。本書は、広義には国際連盟の刊行物への一般的な入門書である。コメントを備えた選択目録に加え、様々な出版物や「ドキュメント (s)」の価値についての見解を含んでいる。一般的にそれらの出所および図書館を利用する方法、国際連盟の組織など、本書には、統計や参考文献一覧と索引を含んでいる。

以上の入手可能な6つの文献以外にも、出版物のシリーズやドキュメント (s) の内部で、これらはかなりの範囲にわたる重要な調査補助となる。それらは2で確認される。オフィシャル・ジャーナルの分析索引は、特に言及する価値がある。1922年以降、理事会の議事録および特定の「ドキュメント (s)」から出版された各種（委員会の議事録や報告を含む）は理事会に提出された。そして、議事録が独立して別々に出版されていた頃は、別々な章を構成していた。これらが総会と追加される更なるドキュメント (s) であることに気付く。オフィシャル・ジャーナルと共に出版されるすべてに分析索引がある。これらのすべての索引は、主題への検索項目（レファレンス）を提供するもので、調査のために今日でも貴重であり、個人の名前も付与されている。非常に有用なツールである評議会への提出書類のリストは、特別な目録であり、したがって、一般的な調査補助に含めることはできない。

### III. ジュネーブ国連図書館のコレクション

他の参照システムの前の記述を基にすると、利用者は特別なシステムのどれかに従い編成、分類された出版物もしくは文書の完全なシリーズを自由に探すことを望んでいることは明らかである。つまり、利用者が他の参照にうんざりしていたとしても、理想的な形は、適切な順序で、全て A、C、抜き刷り、公式ジャーナルや議事録からの抜粋、、、CA CPM の完全シリーズ、「文書」のようにになっていることが望ましい。この全て



の資料は、参照が欠如している初期の文書、また、初期の参照を生成した文書よりも前に置かれた。

残念ながら、コレクションが構築された環境では、そのような計画の完全導入は容認されなかった。現在のコレクションは、一点を除いて、今までのどのコレクションにおいてもなし得なかったいわゆる完璧な状態に近づくであろう。しかし、現存するコレクションは、多種多様な利用されるべき資料を含んでいる。二つの最も重要な資料のボリュームは、番号が与えられている。そのうちのひとつ（黒文字の1から3166までの連続番号）は次のように構成されている。(a) 逐次刊行物群および印刷された「文書」（すべてが連盟を起源とするものというのではないが、..）。(b) 「公式番号」によって分類された一般公開文書シリーズ：C.M, C.L。(c) 「公式ジャーナル」シリーズ及び「条約」シリーズ。(d) 国際連盟事務局の「情報部門」のプレスコメント、プレスリリース、他の出版もしくはコレクション。(e) 「販促番号」によって編成されたシリーズ及び同じシステムを基にした任意シリーズ。

もう一つのコレクションは、赤文字の1から1780までの番号が付与されている。このコレクションの中核は、連盟事務局の経済および金融部門によって、準備もしくはそれを補助するための文書から構成されているようだ。国連援助の下、このコレクションは、「配布サービス」の保管資料によって補われた。このコレクションの古い資料は「経済金融部門」によって構築された2つのシリーズから成る。1つ目は、年代別であり、「雑録」の年次分冊および基本的な質問に関連したボリュームから構成される。2つ目は、組織、委員会などによって編成されたものであり、「委員会（部会）参照」の分類と同等の部門によって構築されたものである。この古い資料は、「文書」だけではなく、文章作成の準備に使用された、アーカイブアイテム、手紙、ラフノート、備忘録などを含んだ、新しいものである。これらは、様々な会議とその参加者が慎重に指示によって、委員会の作業を反映した本物の製本された「部門ファイル」と等価である。二つ目および大部分のコレクションは、委員会を参考にして編成されたものであるが、「経済金融部門」の新たな素性を欠いているともいえる。

## 特殊な検索手段

ジュネーブの国際連合のコレクションの中で行われる研究において、国際連盟の刊行物と「文書 (documents)」が役に立つ可能性があることを、それらを処理している基本的な作業に沿って前述した。<sup>f</sup>これらの作業は、様々な理由のために、すべての記録に対して参照記号は与えられていない。ここで、状況に応じて役に立つ、最も包括的な検索手段を示す必要がある。

---

<sup>f</sup> また、本文で述べる程の価値がない四つの検索手段がある：

Wendelin, E. C. Subject index to the economic and financial documents of the League of Nations, 1927-1930. Boston, World Peace Foundation, 1932. (これは販売されている「文書 (documents)」の真に分析的な索引である。これは一般的な「文書 (documents)」に関して有用である。)

Geneva Research Center. Legal material contained in the proceedings of the League Assembly and Council, 1920-1940. Geneva, 1942. (W. Schiffer と A. C. Breycha-Vauthier によって翻訳されたものであり、この目録は分析的でもあるが主に Official Journal と会議資料に基づく記録である。)

L' Hote, Aime. Renseignements documentaires sur la Conference pour la reduction et la limitation des armements. Parsi, Lavauzelle, 1936. (武装解除の会議とその組織の和解において配布された文書の完璧なリストを含む。)

The bibliography of the technical work of the health Organization of the League of Nations in Quarterly Bulletin of the Health Organization, vol. XI, 1945.

*The lists of documents distributed to the Council.*<sup>g</sup> これらは過去を遡る探索のために作成されたリストではないが、Cのような場所に存在する実際の「文書 (documents)」が並ぶ。しかしながら、これ以前に言及した他の同時期のリストと索引 (Official Journal のリスト等) の大部分と異なり、ジュネーブのコレクションの探索のための特別な助けとなることが挙げられる、その理由として、The lists of documents distributed to the Council の記述は出版された当時それ自身 (言い換えると、Official Journal の中で出版されていなければジュネーブ以外で見つけることが難しい記述の制限に関するもの) が制限されていたこと、相当量の文書化を網羅していたことがいえる—実際のすべての「オフィシャルナンバー」が記述にあり、参照記号 C のものを含んでいた。このように、それはこれらのリストは最初の分類の検索手段としてみられ、少なくとも国際連盟の活動初期はそうであり、その後 1930 年代において予算上の制限が増えたために、その質に対して逆の影響を与えた。初期のリスト、つまり 1921 年 5 月から 1928 年を含む期間のリストは、名前と主題による多様で分析的な索引であり、1926 年以後はオフィシャルナンバーに加えて販売番号も示している。1929 年以後、その基準は傾き始める。リストはもはや新たに印刷されておらず単なる複製であり、一方索引は月刊となった。1932 年以後はもはや索引は存在せず、月刊のリストのみとなった。最終的に、1940 年 7 月以後は、すべてが中止される 1947 年まで断片的な出版となった。最後の段階では、国際連盟事務局へ配布された「文書 (documents)」のリストは、協議会へ配布された「文書 (documents)」のリストに添付された。

*The Document Index of the Registry.* この索引は資料群の探索手段と関連して早期に言及され、それは後の大きな一般索引の一部となり、保持された。それは作成当時、「文書 (documents)」と関連する公式ファイル (一般的に関連する「文書 (documents)」の写しをもつ) の「隙間を埋める」ように設計された日常的な業務管理ツールであった。索引はカードの四つのシリーズからなる。総会 (年、セッション単位で、同じ名前への参照が与えられた委員会の一般的な文書)、理事会 (C. と C.M. の文書と同様のシステム)、件名標目によって記述され、秩序のあるシリーズ、そして回覧状 (最初の二つのシリーズと同様) である。現代の研究の観点または視点からこの古い検索手段を考慮するならば、実際には Document Index が一種の multiple catalogue を構成していることがわかる。カードの最初の二つと四つ目のシリーズは、オフィシャルナンバーによって分類された、唯一の完全な目録である。主題のアルファベット順の分類が使用されていた期間 (上記参照)、理事会で配布された「文書 (documents)」のリストよりも便利ではないが、これらの三つのシリーズは、近年のものより実用的である。三つ目のシリーズに関しては、委員会の問い合わせにおいて使用する、事実上秩序だった目録であり、その意味では非常に有益ではあるが、その限界を認識しなければならない。国際連盟文書登録課は資料の最終形態としての「文書 (documents)」にのみ関心を持っていた。そのため、「red」コレクションに含まれるアイテムの多くはシリーズから除外された (たとえば、様々な委員会の議事録がそこに存在しない)。<sup>h</sup>

<sup>g</sup> これらのリストは「original references」(the Ghebalis による Repertoire p.58 をみよ。これらを参考に、Index to Council Documents, prepared by the Library, Geneva, Office of the Secretariat をみよ。)によって運用された 1920~1921 年にかけての「文書 (documents)」を網羅していない。

<sup>h</sup> 国際連盟の刊行物や「文書 (documents)」のコレクションの検索手段について結論を出すために、ジュネーブとニューヨークに存在する図書館カードについて述べなければならない。

ジュネーブの国連図書館の一般的なカード目録では、国際連盟出版物に関係する特別な件名の下に置かれた多くのカードに加えて、「League of Nations」という件名の下に約 10 のカードの引き出しがある。しかし、それがいわゆる「辞書カタログ」であるという事実のせいで、この資料の参照は、いくぶん困難である。カード目録は一般的に販売 (もしくは配布) された「文書 (documents)」のみをカバーしていること、与えられた番号はオフィシャルナンバーであること、そして最後に、図書館の番号は取り組まれる研究のさらなる段階を意味する「archives」の番号であることに留意しなければならない。

それがニューヨークの国連図書館 (ダグ・ハーマショルド図書館) に取り入れられる前に、ウッドロー・ウィルソン図書館は、米

#### IV. 国際連盟および国際連盟アーカイブの刊行物と「文書」の各々の利用法

利用者はアーカイブグループを調べる前に、国際連盟の公式の刊行物及び「文書 (documents)」から提供される情報を使用すべきである。これは必要な手順である。義務ではない一方で、アーカイブグループを管理している職員はもちろん利用者にとって、時間を節約するために、この手順に沿うことが望ましい。国際連盟は巨大な刊行物と「文書 (documents)」の作成者であり、ここで扱われるコレクションの中に活動の痕跡が少しもない機関はなかった。上述の記録は、その混沌とした構造にも関わらず、探索における第一級の情報源であるため、この資料群の構造が、早急に情報を必要とする者による、迅速な探索を困難なものとしてしまい、情報の価値が埋もれてしまうかもしれない。その理由として、彼らが正規のコレクションを調べなかったこと、もしくは検索手段を賢く利用しなかったことが挙げられ、彼らは興味のある何らかの目的に関して、早い段階で「情報が存在しない」と判断して探索を断念する、もしくは、すぐにアーカイブ資料群への問い合わせを行うかもしれない（もしくは、平凡すぎる内容の「文書 (documents)」であり、その必要性を見落とされることさえも考えられる）。ここまでに述べた資料及びその情報源は、以上の過失や業務の不履行を避けるために、正確に提供されなければならない。

「どのような場合において、刊行物や文書を参照することが適しているのか」という根本的な疑問が残っている。その答えは単純なもので、「探索目的が、国際連盟が公式的に扱った問題や議題に関する場合に適している」というものであり、ここでいう「公式」という語は、かなり広義なものである。複製が作成されたという事実は、刊行物や文書ほとんどにみられ、「文書 (documents)」に共通しているほとんど唯一の特徴であり、このことは刊行物や文書がすべて複数人の手に渡ったものであり、国際連盟事務局職員、専門家、委員等の身分にある人々2人もしくは3人以上に閲覧されたということの意味する。このことは、「文書 (documents)」が販売、もしくは組織的な貢献さえも担っておらず、内容が機密のものですらなかったという意味を含み、以上の性質をもつ記録は原本が存在しないような希少な場合 (red collection がそれにあたる) を除いて、上述の理由により、アーカイブ内にある国際連盟の職員が作成した書簡、メモ、コメント、私的レベルでの議事録等のように、個人が自由に作成したものではなかったことがわかり、多くの書簡等私的な文書は、アーカイブ資料群で見つけることができる。これが、コレクションの中で集められた「文書 (documents)」が、一般的に自由なアクセスができていたかもしれないもの、とみなされている理由である。総会や委員会、会議の記録よりも他の見解を聞く必要もないであろう、国際連盟の活動の公的な像である「文書 (documents)」からの情報の入手のみに甘んじている利用者がいたかもしれない。ある種の「文書 (documents)」は、もちろん、あるテーマに関して交わされた対応を再現するものであるが、これはかなり希少な例であり、「文書 (documents)」は公的な特徴を保持しており、多くのアーカイブファイルが真実を提供する実際の内外の会議からかなり切り離されたものであるのも、もし手が加えられていなければ、像としての特徴を持つ。最後に、多くの場合、アーカイブグループは公式記録としての刊行物や「文書 (documents)」よりも価値のあるものである、と言われている。このことは、少なくとも事務局やその代表による活動の領域においては確かに事実である。しかし、

---

国議会図書館からのカードに基づいて、国際連盟出版物と「文書 (documents)」の「カード上の目録」(著者と主題)を準備した。その時、目録は加盟国に配布された「文書 (documents)」だけをリスト化した。設立以来、ニューヨークのコレクションは国際連盟のアーカイブ・ファイルから受け継いだ。それは当時会議だけで配布された大部分の「文書 (documents)」を含むが、これらは目録化されずに、単に大きな書架目録の中に現れる。したがって、相当な量の資料 (70 の目録の引き出しと 40 の書架目録) は、多くの点で有益である一方で、望まれるかもしれない完全に理想的な検索手段ではない。

このことは総会や委員会、会議や特定の会合においては表現が和らげられなければならない。

アーカイブの研究において、なぜ、もしくはどのような場合に「文書 (documents)」と刊行物の参照が必要であるかは、ここまでに述べたとおりである。アーカイブを参照しない業務は本当に重要かつ有効なものである。しかし、アーカイブグループを全く参照しないことは、完璧な探索としてはあり得ないことである。

## 付録 III. 探索における三つの事例

本章で取り扱う事例は、実際の探索テーマとして必ずしも取り扱うものではない。ここで挙げる事例の場合、刊行物や「文書 (documents)」によって書誌的調査や探索を進めることがとてもできなかったため、そのアーカイブグループの探索から回答の正しさを証明することができないのである。上述の状況に該当する探索事例を詳述する唯一の目的は、利用者が求めるアーカイブの情報源の探索に、どのように取り組むべきかを示すことである。実際の適用例については、前の「アーカイブズの利用」において詳しく扱っている。本章で取りあげる三つの事例は、1919～1927年にかけての出来事に関連するものであり、この期間の情報については、特別な事情を考慮する必要がある。

### 事例 1

国際連盟が重要な役割を担った国際的な問題：

ジュネーブで調停されたドイツ・ポーランド間の上シレジア地方に関する協定とその履行  
(1921-1992)

#### 1. 予備調査

該当するアーカイブグループを定める前に、利用者はこのテーマを扱う一般的な書物や刊行物の書誌的調査をしなければならないだろう。ジュネーブでの調査を行う場合、利用者は国際連盟のとある文書、たとえば上シレジア地方で新たに誕生した自治体（仲裁廷の冷静な決定による）に関する文書を見つけるだろうし、図書館内であるアーカイブ文書（複数の国が参加した委員会による、当該地方の統治に関するタイプライター記録のようなもの）を見つけさえもするだろう。また、利用者は Kaeckenbeeck の主要な著書に注目もしただろう、この著者は公式非公式含む刊行物、文書とその付録を利用している。これも推測であるが、作業のこの段階において、探索者は必要とするものを目録上の「上シレジア」の記号の下にリストされた記録に限定するだろうが、利用者はあるいはさらに広い範囲で主題を扱う他の作品に対しても関心をもっていき、そしてさらには外交文書、ドイツのアーカイブ目録等を参照してゆくだらう。予備調査の過程においては、上シレジア地方のマイノリティに関して独自の優れた視点から問題を提起した、P. De Azcarate の著書も参考になるだろう。

以上の厳密な探索の後、利用者は刊行物と「文書 (documents)」(付録参照) からなる国際連盟のコレクションの徹底的な調査を行わなければならない。一般的な資料（公式の目録、Ghebail, Breycha-Vauthier, Aufrecht, Carroll による著書）は、二つの資料を除いて正確な情報源とはならないだろう。しかしながら、これら一般的な資料は根本的なものであり、会議のテキスト（すでに書誌にその存在を見出されている）や、協議会の特別な会合における会議資料（Official Journal にその内容が収録される前に、協議会の話し合いや付

加的な文書として特別なシリーズで発行されたもの)がある。「red」,「black」のコレクションにあるタイプライターによる目録、索引には必要十分な情報を利用者に提供しないだろう。他方、利用者はレジストリ独自の索引か、おそらくはCに属する「文書 (documents)」を見つけるだろう、これは協議の際に提出された「文書 (documents)」のリストの中にあり、1921年と1922年の分析的な内容で、これは重要書類のひとつであり、この類の書類の幾つかは協議での利用のみに限られていたものであり、ここまで述べた「black」コレクション内の「文書 (documents)」を参照する方法も考えられる。もちろん、書誌の調査と刊行物・「文書 (documents)」の調査双方において、注意を払うべき情報を「上シレジア地方」ということばを含むものに限定しない場合も想定される。したがって、様々な事項の概要は、「black」コレクションから発見された有益な情報とそれに関する見解を取録した、情報部発行の『Monthly Summary』から確認することができる。

利用者はここまでで、二種類の基本的な情報を有している。今後は、主題に対する文学作品や、多かれ少なかれ、主題に関係する公的な「文書 (documents)」を知ることが望ましい。おそらく利用者はこの方法によって必ずしも調査が進展するとは限らないであろうし、限定された時間の中で、完全な調査の達成までに十分な情報を確保することができないことも考えられる。この場合、利用者は業務の中で、既に獲得した書物や「文書 (documents)」を使用して、今後の調査に有用である情報を列挙することで、予備調査の成果を示すことになる。しかしながら、調査を進めることは、アーカイブグループそのものの探究に取り組むことである。この目的に従って、利用者は次の調査段階に移行することになる。

## 2. アーカイブ調査

利用者は、本ガイドと、様々な機関とその機能によって成り立つ、国際連盟の基本的な活動の記録を読まなければならないだろう。この情報と、一般的な歴史知識と、利用者が既に獲得した上シレジアに関する知識を組み合わせることで、探索の計画を立てることができる。この時点で、ドイツの事務、同盟事務、住民投票、Korfantyの活動、国境設定における問題、イギリスとフランスの意見の対立、国際連盟による同盟の仲介、協議会による会合の開催計画、ドイツとポーランドの国境線の決定に関する委員会、総会の結論等の主要な知識—そして、これらの事項に関する政治的、法的、経済的側面に関する情報を獲得しているものとする。

### 第一段階

まず、*Répertoire général*を取り上げる。これは参照すべき参考資料番号の箱やファイルを見つけるための基礎的な探索手段であるが、1922年以降の情報は必要のない探索を省くために除くことに注意する。

探索のテーマが特に政治的な内容である場合、作業は事務局内政治部のもとに存在するリストを調査することによって始めるだろう。利用者はまず、この部門で行われた会合の中では記録の分類11のもの、さらに、特に上シレジア関係のファイル、それよりも広い概念を扱う他の情報を探し確認する。そして主に上シレジアに関しており、ドイツとポーランド間の協議に関する文書のある、分類11Aに属する一つもしくは二つの箱を確認する。

つぎに、テーマを構成する不可欠な要素の一つに、国際連盟の援助による二国間の決議がある場合、利用者

は *Répertoire général* で、「法律部」ではじまる項目を見出すだろう。利用者は折よく、一つもしくは二つのファイルを見つけるだろう。しかしながら、事務局の法律部だけでなく国際労働機関の記録をみる場合、上シレジア問題について重要な、ドイツによって割譲された地域の社会保障費の分配に関するファイルのような、他の探索経路が考えられる。これらの手がかりによって利用者は国際労働機関 (ILO) の資料を手に入れるだろう。

あまり一般的でない問題が上シレジアに関する質問の主な内容であり、独立機関の設立をたどる場合、*Répertoire général* において次に参照すべき情報は、事務局の「委任統治部とマイノリティ部」のリストだろう。まず、大きな 8 つの箱からなり、興味深いファイルがいくつか存在するレジストリ分類 41 「マイノリティ」と、当地に関してのみを扱っているため期待外れになる可能性はあるが、分類 46 「上シレジア」があるだろう。また、「委任統治部」の分類で見つけられるものはほとんど何もないだろう。しかし、利用者は「マイノリティ」において、Erik Colban のファイルフォルダの一部や複数の「文書」のリストといった、幾つかの普通のファイルフォルダを獲得することができる。

上シレジアに関する探索のテーマが政治的、法的、さらにマイノリティの問題としての側面だけでなく、経済や流通等の概念を含むことがわかっている場合は、財政及経済情報部と交通通過部のリストを参照する。残念ながら、前述のものほど目立ったものはみつからないだろう。おそらく、この種のシレジアの問題は、一般的に国際連盟の外で扱われていたことがその理由である。しかしこれらの問題に対する探索は断念せず、後の探索のために心にとどめておくべきである。

*Répertoire général* の、国際連盟事務局の幾つかの部門から記録を受け取っていた国際連盟文書登録課に関するページがつづいて調査されるだろう。特に注目すべきは分類 27 「協議会」であり、ここは、たとえば特別な会議の原資料に関する分類記号といったものが存在するとみられる。分類 40 「全般」では理事会の記録やシレジア蜂起の罪人のファイルを見つけることができるだろう。利用者はまた、上シレジアについての質問が財政に関する内容を含むことをわかっている場合は、ここで財政部のファイルをたずねるかもしれない。

国際連盟事務局のアーカイブグループの中で必要不可欠な情報を確認したら、ナンセン混合グループは、((もし社会問題を深く調べることを望まない場合は)) 探索先として残す必要はない。しかし、未だ *Répertoire général* の探索では、(*Répertoire général* が扱う) 外部の情報源の探索へ移行する必要がある。ナンセン混合グループと外部の情報源のグループの二つは、特に合同委員会と裁判所の情報が属するグループである。この二つのアーカイブ資料群からは、ジュネーブでの決議がどのように施行されたのかを判断することができ、試行年から長い期間続けられた詳細な活動をみることができる。これ以上の説明は、探索者が問題とする内容ではないためここでは省略する。

利用者は他にも、Loveday の記録、さらに幾つかの委員会の会合、分科会の記録、多くの冊子やノート、メモなどに上シレジアとそれに関連した情報が記述されていることを発見するだろう。Mantoux の記録や (国際連盟関係者の) 個人的な情報、ある ILO に関する文書からも、同様の情報を発見する可能性もある。

## 第二段階

もしも第一段階での探索で、有用で価値のある情報がみつからなくても、探索はここで終わりではない。みつかった場合でさえも、有用な情報を使い果しているとはいえないのである。どちらの場合であっても、さらに包括的な記録を獲得するために、以下に示す探索を続けることが望ましい。

はじめに、カード索引を参照する。特に、名称索引を確認した後は、「主題索引 1919-1927」の、“シレジア”および“マイノリティ：上シレジア”を確認する。目の前にある大量の参考資料の間より、利用者は間もなく *Répertoire général* によって既に発見した情報のほとんどを確認するだろう。しかしながら、*Répertoire général* は「ドシエ」（仏語：関係書類）に準じて作成されたものであり、のちに代替ファイルとして特別な意味を持って使用される文書そのものへはアクセスできない。まして原本しかないものに関してはなおさらである。索引があることで、(1) これまで辿ることのできなかったさらなる全般的な事項を扱うファイルフォルダを含む、上シレジアに関する代替ファイル、(2) 上シレジアの全般的な特色に関する代替ファイルの中にある、些細な書簡を参照することができるかもしれない。

この問い合わせによって、明らかに無益でがっかりするような多くの記録を手にするようになるだろう。しかしながら、前述の (1) に該当する記録の中からは、たとえば分類 4 「ダンチヒ（北ポーランドの都市。バルト海湾に面す）」や分類 40 の記録といった、いくつかの興味深い情報を発見するだろう。(2) に該当する記録の中からは、特に 1866 年のファイルの代替ファイル内に、Harding 大統領の政策における上シレジアに関する決定の影響に関する、米国から William Rappard 宛の書簡で構成された記録の分類記号を発見するだろう。以上の二種類の記録では、さらなる情報を概観する場合はファイルの全体を確認する必要がある。分類 40 の場合は、隣接する代替ファイルに加えて、索引に載っていない分類記号であっても、興味を引いたものを探索することが望ましい。

索引の確認によって利用者の探索が終了しない場合は、*Répertoire général* に戻ることにより助言を得られるだろう。このとき、第一段階のアーカイブの探索との繋がりに注意する必要がある。具体的には、*Répertoire général* は、“Upper Silesia”，“Haute-Silesie”という語を含むファイルフォルダのタイトルのみ、および上シレジアを含むより全般的な主題に関連した記録についてのみを収録しているという欠点があることに留意する。同様のことを、大げさな表現であるものの、特に経済や流通に関する質問のように、最初の探索でほんのわずかな資料を獲得しただけの場合における二回目の *Répertoire général* の参照でも留意すべきことである。もちろん、このさらなる探索は、全般的な統計資料、石炭に関する記録、ポーランドとドイツの経済状況に関する記録等が見つかるという、期待外れの結果となる可能性もある。ここで発掘されたものは、幾つかの形式で出版配布された「文書 (documents)」が存在する例を多く示すことになるだろう。しかしながら、あちこちに国際連盟初代総長の記録や 1928 年のオーデル川の航行船への配給に関する仲裁記録が入った小さなファイルのような、上シレジアに直接影響を与えた事項に関する興味深い記録の発見にも繋がるかもしれない。

第二段階の調査によって、利用者は合理的な方法による情報源を使い果たすことになり（そしてこれによって探索時間を大幅に節約する）、ここで注目すべきは、すべての結果は熟慮と勘と運によるものであることだ。利用者はアーカイブに没頭することによって、ファイルフォルダからカード索引、カード索引から *Répertoire*



*général*へと移動し、手がかりや調査記録を辿っていくことで形成される主題に関する行政・政治の構造について、その展望さえも知ることになるだろう。そして、探索に関する特別な助言を必要としなくなるだろう。探索過程のある時ある場所で立ち止まるたびに、—このような作業は明確な終わりが無い—自身の探索をより良いものへとしていくことができるだろう。

この詳細な事例を提示した後は、後述する事例を特殊なもの意識する必要はなく、ここまで述べてた利用者が行う作業手順はたかが概略にすぎない。

## 事例 2

国際連盟事務局とその方針の機能に関連する問題：

### 国際連盟事務局とラテン・アメリカ（1919-1927）

#### 1. 予備調査

もし、ラテン・アメリカ諸国と国際連盟事務局との関係の範囲に執着したならば、文献探索は短時間で終わってしまい、期待外れとなるであろう。ラテン・アメリカ諸国と国際連盟事務局との関係については、政府間組織としての国際連盟およびラテン・アメリカに関して書かれた多くの図書の中に、いくつかのごく少数存在し、その他は連盟と事務局の標準的な著作物で、包括的な研究ではない。どこにも、それ自身を目的とした研究はされていない。ラテン・アメリカをテーマにした数少ない文献でさえ、表面的なもので、事務局については殆ど言及していない。さらに、ラテン・アメリカの各政府と連盟の関係を扱った図書、あるいは定期刊行物の中で行われた研究から多くのことを得られるかどうかは疑問である。

刊行物と「文書 (documents)」のコレクションの調査は全く価値がない。委員会に提出された「文書 (documents)」のリストは、ラテン・アメリカとの連携に関連するいくつかの基本的な公式の事実への道を示している。残された唯一の手段は、特定のラテン・アメリカの国に関係する事を探し出すか（特別な問題（麻薬など）と結びついている）、国際連盟事務局がとった行動を調べるかである。

#### 2. アーカイブの調査

利用者は、ほとんど何もない状態からアーカイブそのものの調査に取り掛かる。

利用者は、*Répertoire général*を調べることから始め、即座に、部門ファイルだけを確認できる「ラテン・アメリカとの連携」に関連した部分をくまなく調査するだろう。しかし、それらのファイルの中には、ラテン・アメリカ支局を出所としない数多くのアイテムが含まれていることに気付くことになるだろう。気がかりな発見は、国際連盟文書登録課部門 40 のリストの図書の中のラテン・アメリカの章の冒頭で、推奨されてい

る参照を調べることで確認できるはずである。これらの事実を考慮して、当分の間、図書の参照をこのポイントにおいて止めるか、あるいは、それ（国際連盟文書登録課ラテンアメリカ部門 40 の部門ファイル）から、多少混乱した歴史のある基礎的なファイルの参照番号やラテン・アメリカ支局の多くの変遷についてやや注意するのが望ましいかもしれない。

利用者は、これらのファイルへ進み、リオやモンテビデオにロンドンとパリと同様の事務所が設置されたことを学ぶだろう。そして、最終的には、1つがジュネーブの代わりとして確立したことを知るだろう。どのように自立した部門の概念は、より多くの内部管理委員会で生み出されたのか。能力と責任の問題はどのように発展したか。利用者は、この全ての中から、職員と代表団の行動を区別するのに努め、政治的要因と個人的な動機を認識する。これらの問題が全て適切に理解された時、ラテン・アメリカ支局が事務局の通常の部門になっていないことを、そしてノゲイラの論文に論理的に関係しているが、そこから発信されたかったことは驚くことではない。ラテン・アメリカ支局の機構がどのように発展したのか分かっている今、私たち利用者は、最初のラテン・アメリカ支局ファイルと国際連盟文書登録課部門 40 に戻って、調査を再開する。利用者は、ラテン・アメリカ支局が設置されたときではなく、主題がラテン・アメリカと国際連盟事務局の関係であり、そして、国際連盟が生まれたとき、ラテン・アメリカと国際連盟事務局の関係がはじまったことを心にとめておけば、有効的に作業を進めることができる。

参考にするファイルは何もなく、利用者は、ラテン・アメリカ諸国と関係する一般的事項から始める（代表団のグループ化、金融問題、パンアメリカンの業務、モンロー主義など）。国際連盟事務局の一般方針または特定の職員が採用され、時には矛盾していることを指摘する。

利用者は、それから、特定の国家と関連した国際連盟事務局による活動を示しているファイルを、同じ章で調べるために、そのまま進むことができる。例、承認も問題上、あるいは国家のグループで。（例えば、チャコ戦争、タクナ・アrika紛争などについての予備論文）。しかし、利用者は一般論に続き、*Répertoire général* の他の章を調査し、より多くを収集するのに役立つだろう（政治、情報、事務局の財務管理部門、その組織及び一般的な活動に関連するもの）。特に、利用者は連盟の問題を研究するために「特派員」を忘れてはならない。利用者が人員ファイルのことを考えることも自然なことだろう。職員一覧表（ジェネラルマンニングテーブル）は、中南米の様々な国々がどのように表されたかを示している。全体として見た場合、いずれかの特定の国に関するものに進む前に、これらの問題に対処する方が良いだろう。

最後に、利用者は 1919 年から 1927 年のための一般的なカード目録の主題索引の「ラテン・アメリカ」を参照した。利用者が最初の参照カードを拾い上げるとすぐに、このアプローチの知恵が明らかになった。利用者がカードを調べていると、利用者が事前に考えたことではなかった研究の情報の指示が確認された。例えば、国際連盟文書登録課部門の 12A（アヘン）、12B（保健）、13 と 13C（知的協力）、全てに該当する部門ファイル、また国際連盟文書登録課部門 26 および 27（総会と理事会）、28（認可）と 30（「設立」ラテン・アメリカ支局の設立についての非常に有用な情報を提供する）。その後、もちろん、利用者は国名が付いたカードに記載されている特定の事柄のためのカード目録（名称目録も含む）を使用する。

上シレジアのよりも更に多くことは、事務局とラテン・アメリカでのアーカイブ検索では、*Répertoire général*、カード目録、そして、ファイル自体の間を行き来することが伴うことである。記載された方法は、選

扱われたうちの一つに過ぎない。この手の話は、経験だけが頼りになるだろう。

### 事例 3

ここでは、国際連盟アーカイブ以外のテーマについて情報を提供しよう。

#### ARISTIDE BRIAND (パリ条約まで)

アリスティード・ブリアン (Aristide Briand) は、いくらか説明が必要なテーマのうちの一つであるが、その理由は正しい方法で調査に取り組まなければ利用者を失望させてしまうからだ。特にフランスでは多くの人々にとってブリアンといえば国際連盟、国際連盟といえばブリアンといわれるほど馴染みの深い人物である。こうした意識から、この政治家に関するたくさんのアーカイブをジュネーブで見つけられるだろうと期待する。そこで、第一に、期待するほど多くのファイルはなくまたその理由についても説明が必要なこと、第二にそれでも調査を行う価値があること、第三に徹底的に調査すれば成果を挙げられることを指摘しておかねばなるまい。

#### 1. 予備調査

このテーマの場合、文献調査に時間を費やすべきではない。利用者を海外から来た人だと仮定した場合、当然その利用者はブリアンに関する (例えば経歴調査のような) 一般的な調査を始めに来たわけではないはずだ。したがって、おそらく利用者はブリアンに関する主要文献については把握しており、国際連盟アーカイブ以外のアーカイブを調査していることだろうと思う。また利用者は、ブリアンの国際連盟理事会フランス代表、国際連盟総会の代表団、各種専門委員会メンバーとしての直接参加について記したカードやメモなどを入手しているはずだ。正確さに欠いていることから一般的な手引きとしては制限があるが、これらのメモは利用者にとって正に主要な調査ツールのうちのひとつとなるだろう。(伝記作家の中で国際連盟の仕組みについて詳しい者は皆無に等しい)

刊行物や「文書 (documents)」のコレクションを通じた調査は、この種のプロジェクトには不可欠だろう。利用者は、名称ごとに個人への参照を与える様々な索引を利用することから始めるに違いない。始めに、国際連盟公式ジャーナル、特に (他の資料から切り離された) 理事会の会合に関する索引を探し始める。次に、総会に関する索引を探すはずだ。(議事録は 1921 年までは公式ジャーナルから、その後は補足資料として個別に発行された)。一方で、これは、ブリアンの総会および理事会の会合への参加について具体的なイメージを与えることになる。さらに、刊行物や各種コレクションの中にはない複製された非常にたくさんのテキストにアクセスしていることだろう。さらに進んで、利用者はブリアンの活動や声明の影響、フランス代表団によって選任された彼の役職などにまで調査を広げるため、他の参考資料や理事会に配布された「文書 (documents)」を調べるはずだ。同様に、情報部門から発行された文書も探すこととなるだろう。このときまでに利用者は相当量の資料を収集しているだろうが、おそらく大きな発見はないものと思われる。(国際連盟の原則、またそ

の装置と一致させることが意図されているものの、資料はやや形式的なものであること、ブリアンの名前と関連づけられている（ロカルノ条約、ケログ＝ブリアン条約など）主要な国際イベントはやや重要性が低いことを忘れてはならない。）

## 2. アーカイブ調査

アーカイブ調査でも、予備調査における同様の理由に加えて、多くの資料が廊下や秘密会合の中で交わされた談話や一時的なメモとともに消失した一方で、総会や理事会における多くのことが「文書 (documents)」や刊行物の中で直接扱われている事実があることを理由に、アーカイブ調査の初期段階では予備調査と同じくらい落胆することになるだろう。（限られてはいるがファイルの中に多くの原資料が残されている。）但し、これから見ていくが、調査を行うだけの価値はある。まずカード索引から始めよう。調査の際、一般的にこの方法を適用するべきではないが、このような調査テーマにおいては正しい方法なのである。しかし、ブリアンという索引の下での唯一の発見は、いくらかの形式的な書簡と公式文書だけに留まることがあるので、大きな成果は挙げられないかもしれない。（しかし利用者は、国家間協定署名のために与えられた全ての権限という参照に注目することになるだろう）また、カード索引は、「*Président du Conseil*」、「*French Minister for Foreign Affairs*」という小見出しの下の「France」という有用な参照を与えてくれる。

利用者は、おそらく「*Service français de la S.D.N.*」の下の参照を確認したはずだが、これに多くの時間を割くべきではない。カード索引を俯瞰する目的は、いくつかの重要な文書に素早くたどりつくためであった。このようなことは決して起こらないので、利用者は *Répertoire général* へ戻ることになるだろう。

*Répertoire général* をくまなく調べる前に、フランスの代表・代表団としてのブリアン（国際議会の議員としてのブリアンと言う人もいるかもしれないが）と政治家としてのブリアンとの論理的区別をはっきりさせておくほうがいいだろう。当然、これもアプローチの一つでしかない。（こうした区別は単に方法論の問題である。）

利用者は、「議員」について、国際連盟総会および国際連盟議会に関連した *Répertoire général* の主要リスト（国際連盟事務局のいくつかの政治および技術部門に対応する文書登録課の部門に関して記した章内で言及されている）を調べるに違いない。そこでは、既知である大量の文書の中から、ブリアンの採った立場が明確に示されているギリシャ・ブルガリア問題と関連して 1925 年 10 月 27 日に開催された国際連盟理事会の非公式秘密会合の記録のような興味深い資料数点を見つけることができるはずだ。（10 月 27 日という日は、おそらく政治的な関心事であるパンルヴェ政権崩壊の日と比較される。）。次に利用者は、政治に関する事柄の中からブリアンが役割を担った事柄を探し、またギリシャ・ブルガリア問題に関連した、例えば有名な電報の原文や改訂文、ブリアンのバルカン政策について国際連盟事務局当局が記した覚書などを含んだ保管状況が良好な政治部門の部門ファイルを探すだろう。政治関連のもう一つの部分（文書登録課の部門 28）において、ドイツの承認に関する有用なファイルを見つけることになるが、実のところ大使会議の議長としての立場を除いては、この件に対するブリアンの立場については何も示されていない。つまり、ブリアンが国際連盟においてどのような行動を取ったのか、行間を読む必要がある。（ブリアンが初めて国際連盟に姿を表したとされる）1924 年の国家間協定問題に関しては、「軍縮」の章を調べよう。繰り返しになるが、利用者は忍耐を

持ち、求める資料を見つけ出すことよりも推測することを考えよう。ベイン（Beyin）による活動および陳情抗議はすぐに見つけることができるが、ブリアンに関しては、彼の活動の中で極稀に、もしくはルシュール（Louis Loucheur）を通じてしか見つけることができない。同様のテーマで何を見つけられるかを確認するために「法律」の章を探しても大きな成果をもたらさないとされる。一方で、ブリアンが「三人委員会」に従事したことから、マイノリティ部門のファイルを探せば実りの多いものとなるであろう。

政治家としてのブリアンおよび彼の限られた活動（ラインラント条約、ケログ＝ブリアン条約）の調査はより一層困難なものになることが予想される。このテーマに関わるファイルは秘密文書の中で事欠かないが、それらの文書は、政治・法律目的の一般的な解釈、ラインラント条約、ケログ＝ブリアン条約と関連した文章の分析などに関するものである。トワリー会議に関する言及はおそらくどこかにあるだろうが、見つけるには時間がかかるだろう。これに関しては、「情報部門」のファイルを徹底的に調査することをおすすめする。

\*\*\*

以上が調査における3つの事例である。ここでもう一度指摘しておくが、3つの事例は、以上に示した特定のテーマや手段の手引きでしかない。全ての歴史研究者たちは各々独自の方法を持っており、これに関する鉄則を定めているに違いない。本節では、情報源からなるべく多くのものを引き出すために、いかにして国際連盟アーカイブの特徴を各々が掴むのか、簡単に示したにすぎない。

## 付録Ⅳ. 用語解説

初版は仏語で書かれた本書で使用されている語は、アーキビストのための用語であり、概して、その意味が曖昧な用語ではない。しかしながら、技術的な要素を含む、もしくは国際連盟の資料群の中で特別な意味を与えられているといった理由から、本書の要所で特有の定義をもっているものがある。本章では、定義の必要な用語について解説する。本章で扱う用語は、特別な意図だけで用いられており、用語の意味がアーキビストによって一般的に用いられる語の意味とは異なるものである。以下のリストは、仏語版のものよりも短いものとなっており、国際連盟の資料群の中では特別な意味は持っていないが、国際連盟文書登録課が使用していた英語の語句の定義を含んでいる。

アーカイブグループ (Archive Group)	ある人物によって提出された文書群 (「私文書」)、もしくは業務や活動の都合上、連盟の中でも独立した権限を持つ部門が作成した文書のグループ。
封入物の山 (Bulky enclosures)	付録 (もしくは「添付された文書」) であり、その容量のために、関係のあるファイルと区別するために封筒等に保管されたもの。
ケースファイル、ケースシリーズ (Case file, Case series)	ある一つの事例のみを扱っている、その内容が限定的な問題についてのものである、日常的な活動に関するものである、もしくはある一つの構成要素で中身が完結している (この場合のファイルは、ファイルに X のようなマークがついていることから「X シリーズ」と呼ばれる) といった理由から、ただひとつのファイルで構成されている記録、またはその連なり。
分類記号・番号 (Classification mark, number)	ファイルやファイルの入った箱の中身や場所を特定するために付与された、文字と数字のどちらか、あるいは両方で構成されるコード (「参照」を見よ)。
分類表	目次：第 III 章第 2 節をみよ。
コレクション (Collection)	人為的に集められた文書群 (業務等によって結果的に自然に形成された「アーカイブ群」とは対照的なもの)

文書 (Document)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) アーカイブグループ内に存在する書類。</li> <li>2) 小さなファイルもしくはその中身 (特に 1919 年～1925 年にかけて国際連盟文書登録課の中で使用されたもの)。</li> <li>3) 何枚かの複写がなされ、ある程度の配布等が行われたもの (本ガイドでは、「文書 (document)」というように語が引用符で囲まれている場合はこの意味で用いられる)。</li> </ol>
文書索引 (Document index)	目次：付録の 2 をみよ。
一件書類 (Dossier)	ある問題や質問に関する文書群 (目次：第 1 章、第 2 章もみよ) (1919 年～1925 年に使用されたものは” シリーズ” としてみなされている)
ファイル基準表 (File Register)	分類表と同様のもの。
ガイド (Guide)	利用者への全般的な案内として、アーカイブグループの情報とそれらの効果的な利用方法を説明する探索ツール。
ジャケット (Jacket)	一般にボール紙で作られたフォルダであり、それが幾つかまとめられて束になっていることもある。(あるひとつの事柄を扱うファイルは複数のジャケットに分散していることがある)
リスト (Lists)	目録を構成するものであり、覚書レベルのものともルーズリーフ式用の紙に記入されたものがある。シリーズ内のファイル名が記載されている。
議事録 (Minutes)	会議の参加者等内輪での利用を想定した資料であり、ファイル内に挟まれている (ルーズリーフ式用の紙に記入された、公式記録とは異なる不十分な内容のものである)。会議のオリジナルの記録がこれに該当することもある。

参照 (Reference)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ファイルや箱の分類記号・番号の引用</li> <li>2) “文書”に準用するものであり、図書館のそれとはまったく異なる独自の記号</li> </ol>
国際連盟文書登録課 (Registry)	連盟において、書簡の取り扱いや、ファイルの管理、索引作業を業務とする部署。
文書登録課ファイル (Registry file)	レジストリの管理下で作成されたファイル
目録 ( <i>Répertoire</i> (仏語))	ファイルもしくはシリーズに関するリストや覚書からなる作業ツールである。大勢の利用者に閲覧されることを想定して、ファイル等のタイトルや主題、作成日や付与された記号を記載する工夫がなされている。英語の最も近い表現として、Inventory がある。
部門 (Section)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国際連盟内に設置された基本的な部署 (例：情報部)。</li> <li>2) 分類やレファレンスで用いるためにレジストリが作成した数字 (例：10)。その下位として、数字と文字を組み合わせたものがある (例：10A)。</li> </ol>
部門ファイル (Section file)	事務局に下に設置された部署もしくは事務局から独立した部署が作成した文書に関する内容で構成されるファイルもしくは記録簿。
シリーズ (Series)	同一の一般化された主題もしくは記号をもつファイルの連なり。
主題索引 (Subject Index)	主題をアルファベット順に並べた索引。人名などの固有の概念を含む index rerum とは異なる。



## 付録 V.

### 本館保存にかかる関連資料：国際連盟の研究に役立つアーカイブグループ及びコレクション

常設国際平和局アーカイブ（1880-1950）には、“フランス語を公用語とする The Association nationale suisse pour la société des nations” 事務局長であったアンリ・ゴレイが編成した二つのアーカイブボックスが含まれている。

*Fonds divers* - 小規模アーカイブの中身（内容）は以下の通りである。

*The Shepardson Papers.* パリ講和会議（1919）における国際連盟委員会米国事務官（The American secretary of the Commission on the League of Nations at the Paris Peace Conference in 1919）の作業ファイル。

*The Moderow Papers* 国連ヨーロッパ事務局の初代局長時代に発行された Moderow 文書の中には、the Negotiating Committee on League of Nations Assets 議長として作成された文書と未発表原稿が含まれている。後者はおそらく有用な文書であるが、The Shepardson 文書も含めたその他の文書の重要度は低いと思われる。

*The Archives of the "Deutsches Friedenskartel"*（1919-1929, Fonds Quidde と呼ばれる）この“カルテル（党派連合）”は、ドイツ平和主義団体の構成機関である。あるファイルに Deutsche Liga für Völkerbund との往復書簡が納められている。

*The Martin Archive Group.* William Martin, the Journal de Genève のスタッフメンバー、ILO のスタッフメンバー（1920-1924）の文書。Martin Archive Group は今のところ分類されていない。

*A Permanent exhibition.* “The Museum”<sup>a</sup> と呼ばれる永久展示場は、国連図書館の一階にある。アーカイブ文書、書籍、写真などを用いて国際連盟<sup>b</sup>の活動や先任者を描写したショーケースが置かれている。また、国際連盟に寄せられた寄贈品、スタッフや政治家の肖像画コレクションなどもある。

*A few collections of photographs*（一部は目録化されている）は国際連盟の活動と the Palais des Nations を描写したものである。

*A few collections of caricatures.* サンプルは国際連盟アーカイブの図書閲覧室で見つけることができる。カリカチュアの作者は Derso, Kelen, Petrovic, Roth である。

*The Silbernagel collection* には、スイスが国際連盟加盟に際して公表した資料が含まれている。

---

<sup>a</sup> The Museum は、正式には“League of Nations Historical Collection”と呼ばれている。

<sup>b</sup> また、国連難民高等弁務官事務局の活動を描写した展示品もある。

## 著者紹介

### 【監修】

小川 千代子（おがわ ちよこ）

中央大学大学院兼任講師（2010～）、国際資料研究所代表

中央大学（2003～）、学習院大学（1996～）、東京学芸大学（1997～）、静岡大学（1999～2006）、東京大学大学院（2005～）、東京女子大学（2010～2012）、藤女子大学（2010～）、鶴見大学（2010～）でアーカイブと記録管理を講じる。単著に『世界のアーキビスト』（訳書、岩田書院、2008）、『電子記録のアーカイビング』（日外アソシエーツ、2003）、『世界の文書館』（岩田書院、2000）、『情報公開の源流』（岩田書院、1997）など、共著に『アーカイブを学ぶ』（岩田書院、2007）など多数。

専門分野 文書館、記録管理

### 【翻訳】（順不同）

李東真（り とんじん）

中央大学大学院文学研究科博士課程後期1年

中村友美（なかむら ともみ）

中央大学大学院文学研究科博士課程前期2年

上田雄太（うえだ ゆうた）

中央大学大学院文学研究科博士課程前期修了、科目等履修生

横井まなみ（よこい まなみ）

中央大学文学部4年

元ナミ（うおん なみ）

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程1年

所属、肩書きはいずれも2013年3月現在

## 日本語版 国際連盟アーカイブへのガイド 1916－1946

発行者 国際資料研究所 [www.djichiiyoko.com](http://www.djichiiyoko.com)>repository 大学の授業成果  
〒251-0045 藤沢市辻堂東海岸3-8-24

監修 小川千代子

翻訳 李 東真・中村 友美・上田 雄太・横井 まなみ・元 ナミ

発行日 2013年3月31日

日本語版 国際連盟アーカイブへのガイド 1916～1946

監修 小川千代子

翻訳 李東真・中村友美・上田雄太・横井まなみ・元ナミ



DJI

国際資料研究所